

No. 46

都市疎開に關する資料

財團
東京市
政調査會

01

12

目次

一	國土計畫設定要綱……………	一
二	工業規制地域及工業建設地域……………	三
三	國土防衛強化に關する閣議決定……………	五
四	都市の防空措置に關する意見……………	五
五	空地帯及防空空地の設定……………	七
六	國內態勢強化方策……………	一一
七	都市疎開實施要綱……………	一三
八	疎開地の指定(一)……………	一五
九	疎開地新築禁止令……………	一七
一〇	防空法……………	一七
	防空法施行令……………	二三

防空法施行規則……………	三五
一 建物利用統制規則……………	三九
二 決戦非常措置要綱……………	四一
三 疎開促進に關する閣議決定……………	四三
四 東京都移轉獎勵金交付規程……………	四五
五 防空法施行規則に依る移轉費支給額……………	四六
六 大阪市都市疎開移轉獎勵金交付規則……………	四七
七 疎開移轉費交付規程……………	四八
八 名古屋市都市疎開地方轉出移轉獎勵金交付規則……………	四九
九 東京都衣料保管要綱……………	五〇
一〇 東京都衣料保管手数料條例……………	五二
二 帝都建物統制規則……………	五三
三 京濱地域人員疎開の措置要領……………	五五
三 疎開地の指定(一)(追加)……………	五八

都市疎開に關する資料(上)

敵の作戦は愈々本格化し來り、空襲の危険は刻一刻と迫りつゝある。しかも爆撃の破壊力は凄じきものがあり、その破壊力は爆撃機の性能の進歩と共に將來ますます大を加へんとし、爆撃の性質はいよゝゝ惡魔的となり、その攻撃目標は直接軍隊並に軍事施設に向けらるゝに止らず、一般民衆に對しても向けられんとしつゝある。われゝはそのことを既にハンブルグ及びベルリン等に加へられたる敵側の慘虐なる盲爆に見て居る。敵米國の一新聞の如きは、その論説において、無辜なる市民に對しこの毒瓦斯攻撃をすら主張して居るといふ。戦ひにあるわれ等は、これらの事實と言動とを深く肝に銘じて、十分なる覺悟を以てこれに對處し、以て不敗の態勢を堅持確立せねばならぬ。

本誌は以上の見地から、都市疎開の問題を特輯するに當り、左に重要な法令、閣議決定、通牒、意見等を資料として輯録した。

一、國土計畫設定要綱……………	二、工業規制地域及工業建設地域……………	三、國土防衛強化に關する閣議決定……………
四、都市防空措置に關する意見……………	五、空地帯及防空空地の設定……………	六、國內態勢強化方案……………
七、都市疎開實施要綱……………	八、疎開地の指定……………	九、疎開地新築禁止令……………
一〇、防空法・防空法施行令及施行規則……………	一一、建物利用統制規則……………	一二、決戦非常措置要綱……………
一三、疎開促進要綱……………		

一、國土計畫設定要綱

昭一五・九・二四閣議決定

第一 國土計畫設定の趣旨

肇國の理想に基き時勢の進運に對處して新東亜建設の聖業を完遂するためには東亞諸邦を對象とする綜合的經營計畫を樹立しこ

れを基準として國力の飛躍的増強を圖るの要緊なるものあり。
即ち日滿支を通ずる國防國家態勢の強化を圖るを目標として國土計畫の制を定め、地域的には滿支をも含め、時間的には國家百年の將來をも稽へ、産業、交通、文化等の諸般の施設及人口の配分計畫を土地との關聯に於て綜合的に合目的に構成し、以て國土の綜合的保全利用開發の計畫を樹立し、一貫せる指導方針の下に時局下諸般の政策の統制的推進を圖らんとす。

第二 計畫の種別並運用

一、日滿支計畫

日滿支三國を通ずる國土の綜合的利用開發の計畫にして、その各國を以て各單位地域とし、これに對する人と施設との合理的配分方針を策定するものとす。日滿支計畫は關係各國の行ふ國土計畫の事業策定の基準たるべきものにして、皇國に關しては中央計畫策定の基準たるものとす。

二、中央計畫

中央計畫は内外地全般を對象とする計畫にして、日滿支計畫を基準として策定を圖るものとし、内外地各地方の特性を發揮せしめ國家の見地よりする國土の綜合的利用開發の計畫を樹立するものとす。中央計畫は各廳所管行政の基準となりて運用せらるべく内地に於ける各單位地域別地方計畫及び外地に於ける開發計畫策定の基準となるの外、各廳所管の事業として直接實施せらるべきものとす。

第三 策定要領

(一) 國土計畫に關する調査、研究、立案は本計畫設定の趣旨に鑑み國家の綜合國防力の増強を圖るの見地より常に發展的に統一の之を行ふものとす。

(二) 計畫立案は一定の目標、時期を定め、日、滿、支、南洋を含む東亞共榮圈の確立を圖るを目標として之を企畫するものとす。

(三) 計畫に當りては國土の愛護保全を旨とし、綜合的交通計畫、綜合的動力計畫との有機的關聯に於て産業及び人口の統制的配分を圖るに重點を置き、常に防空上の考慮を重視するものとす。

(四) 經濟に關する計畫に付ては東亞共榮圈内に於ける資源の開發、保全、涵養に依る必要物資の確保と其適正なる交流配分を圖り、併せて國際經濟に於ける優位の獲得に努むるを以て目的とす。

(五) 人口に關する計畫に付ては人口の量的質的増強と之が地域的職能的の適正なる配分を圖るを以て目的とす。

(六) 基礎調査は各廳の調査を統合し、民間の協力を得て内外に亘る關係資料の整備を圖るものとす。

第四 主要策定事項

一、日滿支經濟配分計畫

二、工礦業配分計畫

して掌らしむ

二、内閣に官制に依る國土計畫委員會を設置し、國土計畫の策定並運用に關する諮問機關たらしむること

三、各廳は國土計畫の策定に參畫し、その所管に従ひ計畫の内容容たる事項の調査、計畫、實施を掌る。内閣總理大臣は各廳の行ふ事業に付國土計畫の運用上必要なる統轄を行ふことを得るものとすること

地方計畫に付ても内閣に於いて之を統制す

四、各廳に設置せられある各種會議、調査會、委員會等は必要に應じ國土計畫委員會と密接なる連絡を保持すべきものとす、之が連絡の方法に付ては別途考慮するものとす

五、日滿支計畫に關する滿支兩國との連絡は各關係所管廳を通じて之を行ふ

六、中央計畫の外地に於ける實施は一般的に各外地官廳の所管とし拓務省（關東州に付ては對滿事務局）之を統制す

二、工業規制地域及工業建設地域

昭一七・六・三

◎内務省告示第四百十四號

防空法第五條ノ五第一項ノ規定ニ依リ同法施行規則第三條第一項ノ規定ヲ適用スル區域（工場規制區域）左ノ通之ヲ指定ス

東京府 東京市、八王子市、立川市、西多摩郡福生町、南多摩郡横山村、日野町、七生村、由木村、多摩村、稻城村、鶴川村、南村、町田町、忠生村、堺村、由井村、北多摩郡神奈川縣 横濱市、川崎市、平塚市、鎌倉市、藤澤市、鎌倉郡高座郡

埼玉縣 川越市、川口市、浦和市、大宮市、北足立郡土合村、美谷本村、笹目村、戸田町、蕨町、谷塚町、草加町、新田村、安行村、戸塚村、大門村、野田村、片柳村、與野町、大久保村、馬宮村、植木村、指扇村、七里村、春岡村、志木町、大和田町、朝霞町、内間木村、新倉村、白子村、片山村、入間郡古谷村、南古谷村、高階村、福岡村、大井村、鶴瀬村、南畑村、水谷村、宗岡村、三芳村、柳瀬村、松井村、富岡村、所澤町、山口村、吾妻村、小手指村、三箇島村、宮寺村、豐岡町、藤澤村、入間村、堀兼村、福原村、奥富村、入間川町、日東村、大田村、南埼玉郡川通村、大袋村、荻島村、柏崎村、和土村、新和村、出羽村、蒲生村、川柳村、八條村、八幡村、潮止村、大相模村、越ヶ谷町、大澤町、北葛飾郡戸ヶ崎村、八木郷村

千葉縣 千葉市、市川市、船橋市、千葉郡幕張町、津田沼町、二宮町、東葛飾郡浦安町、南行徳町、行徳町、鎌ヶ谷村、大柏村、松戸町、高木村

京都府 京都市、乙訓郡向日町、久世村、久我村、羽束師村、大山崎村、新神足村、宇治郡、久世郡、綴喜郡八幡町、都々城村

三、国土防空強化に關する件

昭一六・一・一〇閣議決定

航空機の發達に伴ひ、直接國內の要衝に對し絶大なる武力戰的破壊行為を恣にするに至り、他面我國防空態勢の現狀は不備缺陷頗る多く、これに加ふるに都市の對空脆弱性大なるものあるに鑑み、高度國防國家體制確立の爲速かに國土防空の強化を圖るこれがため速かに左記事項を實施す。

一、時局に鑑み緊急必要なる防空施策を行ふ、これがため必要なる資金及び資材に關し爾他の重要問題と密に調整を圖る。
二、今後あらゆる施策には強度に防空上の要求を透徹具現す。

四、都市の防空措置に關する意見

——全國都市問題會議第一研究委員會決定——

都市ノ防空措置ニ關スル意見

現下ノ我國ニ於テ防空ノ急務タルハ一月十日ノ閣議ノ決定ヲ見タル所ナリ。特ニ空襲ノ主要目標タル都市ノ防空態勢ヲ速ニ強化スルハ喫緊ノ要務タリ。據テ左ノ如キ防空ニ關スル施策ノ急速實現ヲ圖ルヲ要望ス。

有智郷村、大住村、田邊町

大阪府 大阪市、堺市、岸和田市、豐中市、布施市、池田市、吹田市、泉大津市、三島郡富田町、高槻町、三箇收村、五領村、島本町、茨木町、三島村、玉島村、春日村、三宅村、玉櫛村、味舌村、山田村、新田村、味生村、島飼村、豐能郡中豐島村、南豐島村、庄内町、小倉根村、泉北郡鳳町、踞尾村、濱寺町、高石町、取石村、福泉町、東百舌島村、深井村、八田莊村、信太村、和泉町、忠岡町、南王子村、北松尾村、泉南郡貝塚町、佐野町、南河内郡南八下村、北八下村、日置莊村、黑山村、丹南村、丹比村、埴生村、高鷲村、藤井寺町、道明寺村、志記村、中河内郡、北河内郡

兵庫縣 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、武庫郡鳴尾村、良元村、本庄村、本山村、魚崎町、住吉村、御影町、山邊郡神津村、園田村、小濱村、長尾村、川西町

愛知縣 名古屋市、愛知郡鳴海町、天白村、猪高村、東春日井郡勝川町、騰來村、篠木村、鳥居松村、守山町、西春日井郡、中島郡大里村、海部郡七寶村、美和村、甚目寺町、大治村、富田村、南陽村、豐江町、知多郡有松町、大高町、上野町

山口縣 下關市(舊豐浦郡安岡町、川中村、小月町、清末村、王司村、勝山村、吉見村の區域を除く)

福岡縣 若松市、八幡市、戸畑市、小倉市、門司市、遠賀郡水巻町、折尾町

第一 恒久的施策

緊急ナル事態ニ於ケル應急的施策實施ノ基本タルト共ニ防空態勢ノ恒久的強化ヲ圖ル爲メ、左ノ施策ヲ可及的速力ニ實施スルコト

一、國土計畫ニ依ル人口、産業及公共施設ノ適正配置

(イ) 大都市ノ分散疎開

(ロ) 地方中小都市ノ振興

(ハ) 産業ノ配分ニ依ル自給圏ノ確立

二、都市形態ノ整備及防空施設ノ強化擴充

(イ) 防火地區、空地地區、專用地區及高度制限地區ノ擴張

(ロ) 防空帶、防空廣場、防空綠地及公園ノ擴充整備

(ハ) 飛行場及高射砲陣地ノ整備

(ニ) 防空道路及避難道路ノ整備

(ホ) 水、瓦斯、電氣等供給事業施設物ノ地下埋設並ニ其ノ掩護補強

(ヘ) 木造建築物ノ防火改修

(ト) 防火水道、貯水池、貯水槽等消火施設ノ充備

(チ) 避難收容及救護施設ノ整備

三、交通運輸通信及配給施設ノ強化擴充

(イ) 交通及運輸路線ノ複設設置

(ロ) 都市主要驛及終端驛ノ分散配置

(ハ) 地下鐵道ノ整備

- (ニ) 都市港灣ノ複設及防護施設ノ強化
- (ホ) 河川、運河ノ交通運輸機能ノ擴充
- (ヘ) 通信網ノ充實強化
- (ト) 食糧其ノ他生活必需品貯藏施設ノ分散配置
- 四、罹災地域ノ復興計畫ノ樹立
- 國土計畫ニ即應セル復興計畫ノ樹立

第二 應急的施策

恒久的施策ノ基本方針ニ即應シ且緊急ナル事態ニ對シ、左ノ應急的施策ヲ實施スルコト

- 一、特別防空地域ノ設定
- 大都市又ハ防空上必要ナル地域及其ノ周邊地域ニ特別防空地域ヲ設定スルコト
- 二、特別防空地域内ノ工業並ニ交通ニ對スル對策
- (イ) 本地域内ニ於ケル工場ノ新設及増設ヲ禁止スルコト
- (ロ) 本地域内ノ所在工場ヘノ原材料ノ配給ヲ出來得ル限り減少シ之ヲ地域外ノ工場ニ振向ケルコトニヨリ事實上ノ工場ノ地方分散ヲ實施スルコト
- (ハ) 住居ノ交換其ノ他ニ依リ從業員ノ住居ヲ出來得ル限り職場ニ接近セシメ、以テ通勤不能ニ依ル操業難ヲ回避スルト共ニ、從業員ノ各職場防衛力ヲ増大スルコト
- (ニ) 特別防空地域ヘノ人口集中ヲ避クル爲メ、地方聯絡協議會區域ヲ單位トセル旅券制度ヲ實施スルト共ニ、同區域

(ホ) 避難指導員ノ動員計畫ヲ確立シ且之ガ訓練ヲ爲シ置ク

ニト

- (一) 避難退去中ノ治安維持ニ要スル警備員ノ動員計畫ヲ確立シ且之ガ訓練ヲ爲シ置クコト
- 五、罹災地域復舊復興ニ對スル統制

(イ) 罹災地域ニ就テハ土地建物及其ノ附屬物ノ賣買譲渡及貸借等ノ許可制ヲ實施スルコト

(ロ) 罹災地域ニ於ケル復舊復興ハ復興計畫ニ基キ之ヲ統制スルコト

第三 防空中央官廳

防空施策ノ實施ハ統一の且急速ナルヲ要スルヲ以テ、強力ナル防空中央官廳ノ設置ハ不可缺ノモノタリ、該官廳ノ組織並ニ機能ハ凡ソ左ノ如キモノタルヲ要ス

- 一、内閣ニ綜合的防空對策ヲ專管スル獨立官廳ヲ設クルコト
- 二、該官廳ノ決定シタル事業ノ執行ニ關シテハ資金、資材及勞力ノ供給等ニ付キ軍事ニ準ジ優先的取扱ヒヲ認ムルコト
- 三、同事業執行ノ際必要アルトキハ土地建物等ノ收用又ハ使用ノ手續ヲ簡便化シ得ル如キ途ヲ開クコト
- 四、特別防空地域ニ於テハ該官廳ノ指揮下ニ、防空事業執行協議體ヲ設置シ之ヲシテ國、地方廳及自治體ニ於テ執行スベキ防空事業ヲ統一のナラシムルコト

内ニ於ケル特別防空地域ヘノ不必要ナル移動ハ、之ヲ自發的ニ中止スル如ク徹底的手段ヲ講ズルコト

三、特別防空地域内ノ防空施設ノ應急的實施

- (イ) 防空帶及防空廣場ニ準ズベキ施設ヲ急設スルコト
- (ロ) 貯水池、貯水槽、防空壕、防毒室等消火、防毒ニ要スル施設及器材ヲ官公署ニ於テ可及的速カニ整備スルコト
- (ハ) 前項ト共ニ町會隣組ニ對シ、消火及防毒器材ヲ配布シ、其ノ操作ノ訓練ヲ實施スルコト
- (ニ) 貯水槽及防空壕ハ各戸ニ設置セシムルコト。但シ止ムヲ得ザル場合ニ限り隣組ヲ單位ニ設置セシムルコト
- 四、大衆避難計畫ノ樹立
- (イ) 特別防空地域内居住者ニシテ、該地域内ニ居住スルヲ要セザル者ヲシテ、能フ限り速カニ地域外ニ移住又ハ歸郷セシムルコト
- (ロ) 特別防空地域内ヲ一定ノ避難區域ニ分割シ、本區域ヨリ生ズル避難民數、其ノ避難路及避難先等ヲ豫定シテ確固タル大衆避難計畫ヲ樹立シ、之ニ基キ避難場ノ建設、避難聚落ノ配分等ニ萬全ノ措置ヲ講ズルコト
- (ハ) 避難及殘留市民ノ食糧、燃料其ノ他生活必需品ノ配給計畫ヲ確立シ置クコト
- (ニ) 醫療救護施設ヲ擴充シ醫師、看護婦並ニ之ガ補助員等ノ動員計畫ヲ確立シ置クコト

五、空地帶及防空空地ノ設定

昭一八・三・三〇

◎内務省告示第百八十號

防空法第五條ノ五第二項ノ規定ニ依リ左ノ通地區ヲ指定ス、其ノ關係圖面ハ東京府廳、警視廳及東京市役所ニ備置キ縦覽ニ供ス

第一 防空空地

名	稱	位	置	地積(坪)
第一號		東京市麴町區地内	約	一、六〇〇
第二號		東京市京橋區地内	〃	一、〇〇〇
第三號乃至第五號		東京市芝區地内	〃	四、八〇〇
第六號乃至第十號		東京市麻布區地内	〃	七、八〇〇
第十一號、第十二號、第十四號		東京市赤坂區地内	〃	四、四〇〇
第十三號		麻布區赤坂區各地内	〃	一、〇〇〇
第十五號、第十六號		四谷區地内	〃	三、六〇〇
第十七號		牛込區地内	〃	二、八〇〇
第十八號乃至第二十四號		小石川區地内	〃	六、五〇〇
第二十七號乃至第三十一號		本郷區地内	〃	五、七〇〇
第三十二號、第三十三號		淺草區地内	〃	二、九〇〇

名	稱	位	置	地積(坪)
第三十四號	乃至第三十八號	深川區	地內	約 一一、二〇〇
第三十九號	乃至第五十一號	品川區	地內	" 四二、三〇〇
第五十二號	乃至第五十七號	目黒區	地內	" 一八、〇〇〇
第五十八號		荏原區	地內	" 四、八〇〇
第五十九號	乃至第八十四號	大森區	地內	" 一一九、九〇〇
第八十五號	乃至第一百二十六號	蒲田區	地內	" 一三四、九〇〇
第一百二十七號	乃至第三百三十號	澁谷區	地內	" 一三、七〇〇
第三百三十一號	乃至第三百三十五號	澁橋區	地內	" 五〇、二〇〇
第三百三十七號	乃至第五百十號	小石川區	地內	" 一、六〇〇
第二百五號	第二十六號	澁橋區	各地內	" 四、五〇〇
第五百一十一號		中野區	地內	" 四、三〇〇
第五百三十六號	第五百五十二號	澁橋區	各地內	" 五二、六〇〇
第五百五十三號	乃至第六百六十七號	豐島區	地內	" 四、九〇〇
第六百六十八號		瀧野川區	地內	" 三六、一〇〇
第六百六十九號	乃至第七十七號	荒川區	地內	" 一〇一、〇〇〇
第七十八號	乃至第九十七號	王子區	地內	" 一〇一、〇〇〇

第一百九十八號	乃至第二百十四號	板橋區	地內	約 三七、八〇〇
第二百十五號	乃至第二百三十四號	足立區	地內	" 六四、七〇〇
第二百三十五號	乃至第二百三十七號	向島區	地內	" 二一、二〇〇
第二百三十八號	乃至第二百六十五號	城東區	地內	" 二四六、〇〇〇
第二百六十六號	乃至第二百七十四號	江戸川區	地內	" 二七、〇〇〇

第二空地帶

番號	名	稱	位	置	地積(坪)
(一)	下放射空地帶				
一	下蛇崩川空地帶	東京市目黒區	世田谷區	各地內	約 一三四、〇〇〇
二	下神田上水空地帶	中野區	杉並區	各地內	" 一二四、〇〇〇
三	下妙正寺川空地帶	澁橋區	中野區	各地內	" 一〇五、〇〇〇
(二)	環狀空地帶				
一	香川空地帶	蒲田區	大森區	各地內	約 二四二、〇〇〇
二	池上空地帶	大森區	目黒區	世田谷區	" 三二七、〇〇〇
三	大岡山空地帶	大森區	目黒區	世田谷區	" 三三八、〇〇〇
四	駒澤空地帶	目黒區	世田谷區	各地內	" 四二五、〇〇〇
五	和田堀空地帶	世田谷區	杉並區	各地內	" 六四一、〇〇〇

六	中野空地帶	杉並區中野區 各地內	〃 三四三、〇〇〇
七	江古田空地帶	中野區豐島區板橋 區各地內	〃 五二七、〇〇〇
八	下右神井川空地帶	板橋區瀧野川區王 子區各地內	〃 四一七、〇〇〇
(三)	外放射空地帶		
一	上蛇崩川空地帶	世田谷區地內	約六二二、〇〇〇
二	祖師谷空地帶	世田谷區地內	一、〇一四、〇〇〇
三	上神田上水空地帶	世田谷區杉並區 各地內	一、七二五、〇〇〇
四	上妙正寺川空地帶	中野區杉並區 各地內	六四六、〇〇〇
五	上石神井川空地帶	板橋區地內	七四二、〇〇〇
六	小菅空地帶	足立區葛飾區 各地內	五六四、〇〇〇
七	奥戸空地帶	江戸川區葛飾區 各地內	四一一、〇〇〇
八	小松川空地帶	江戸川區地內	三四一、〇〇〇
(四)	外環狀空地帶		
一	多摩川空地帶	世田谷區北多摩 郡狹江村神代村 三鷹町武藏野町 各地內	約五、〇八八、〇〇〇
二	板橋空地帶	杉並區板橋區 各地內	五、八八一、〇〇〇
三	足立空地帶	足立區葛飾區 各地內	六、七九五、〇〇〇

四 江戸川空地帶 江戸川區 地內 一、〇七〇、〇〇〇

【備考】 右地區ハ大東亞戰爭ニ鑑ミ大都市防衛強化ノ爲選定シタルモノトス

◎内務省告示第百八十一號

防空法第五條ノ五第二項ノ規定ニ依リ左ノ通地區ヲ指定ス其ノ關係圖面ハ大阪府廳及大阪市政府所ニ備置キ縦覽ニ供ス

第一 防空空地

名	稱	位	置	地積(坪)
第一號	第一號、第二號、第五號乃至第八號、第十號乃至第十二號	大阪府	旭區	地內 約 二三、三〇〇
第三號	第三號、第四號、第五十八號乃至第六十二號	大阪府	市東區	地內 " 三七、四〇〇
第九號	第八十一號乃至第八十五號、第九十六號乃至第九十九號	大阪府	市東區	地內 " 二二、二〇〇
第十三號	第十三號乃至第十七號、第十八號乃至第三十九號、第八十六號乃至第八十九號	大阪府	市北區	地內 " 二一、三〇〇
第三十一號	第三十一號乃至第三十四號	東淀川區	北區	各地內 " 九〇〇
第九十四號	第九十四號乃至第九十六號	東區	地內	" 六、七〇〇

名	稱	位	置	地積(坪)
第三十六號、第三十七號、第五十一號乃至第五十七號、第三十五號	天王寺區地內	約一、六〇〇		
第六十三號乃至第八十號、第一百二十三號、第一百六十二號乃至第一百二十二號、第一百六十四號乃至第一百二十七號、第一百四十五號乃至第一百五十五號、第一百五十七號	東區天王寺區各地內	一、八〇〇		
第九十號乃至第九十三號、第九十七號乃至第一百一十八號、第一百八十一號乃至第一百八十三號、第一百八十五號	住吉區地內	八一、三〇〇		
第一百六十八號乃至第一百七十號	西淀川區地內	七六、八〇〇		
第九十七號、第一百七十九號、第一百八十號、第一百八十四號、第一百八十六號、第一百八十七號	東淀川區各地內	三五、〇〇〇		
第九十八號乃至第一百一號、第一百六號乃至第一百八號	此花區地內	二一、五〇〇		
第一百二號、第一百四號、第一百五號、第一百九號乃至第一百二十八號乃至第一百三號、第一百五十八號乃至第一百六十四號	浪速區地內	八、五〇〇		
第一百五十六號	西成區地內	七九、四〇〇		
	住吉區西成區各地內	一、一〇〇		

(三) 外環狀空地帶

一 吹田空地帶

[illegible]

六、國內態勢強化方策

第一 國內態勢強化の目標を左の諸點に置く

三 河內空地帶

三、日滿を通ずる食糧の絶對的自給態勢を確立す。

第二 國內態勢強化のため特に執るべき方途左の如し。

これがため

(口) 中央各廳業務を徹底的に地方廳に移譲すると共に、地方

行政の簡素敏活を図り、なほ、地方行政協議會の機能を強化す。

(ハ) 豫算の徹底的單純化を圖る。

(ニ) 官廳事務の徹底的簡素化、なかつく許可認可事項の整理、特に重要企業に對する書類監督制の廢止、監督系統の簡

易化、決戦に必要なる行政事務の廢止を徹底的に行ふ。

(ホ) 行政機構を整理し、その徹底的簡素化を圖ると共に、決戦行政遂行の態勢を整へしむ。

(ハ) 作業廠の施設並びに人員の能率の徹底向上を圖る。

(ト) 前各號に關聯し、再び官廳人員の大幅削減を行ふ。

(チ) 重要生産に對する軍、官發注の統一を圖る。

(リ) 一層官紀の肅正を圖り、これがため、必要なる措置を講ず。

(ヌ) 官廳執務の決戦化を圖る。

【註】 時間の絶對的勵行、土曜半休制の廢止を行ひ、且つ晝夜を通じ、また休日といへども官廳の機能をして斷續なく運行せしむる如く措置す。

二、國民動員の徹底を圖る。

これがため

(イ) 一般徵集猶豫を停止し、理工科系統の學生に對し、入學延期の制を設く。

理工科系統の學校の整備擴充を圖ると共に法文科系統の大學専門學校の統制整理を行ふ。

普通教育のために必要なる教員の確保を圖ると共に、その採用については廣く適材を得るの措置を講ず。

(ロ) 徵集、徵用の範圍を擴大普遍化し、特種技術を掌る者以外の除外例を撤廢す。

四、重要企業の國家性を經營上更に明確ならしめ、生産責任制を確立せしむる如く諸般の措置を講ず。

帝都及び重要都市の防衛に關し官廳の措置すべき細目

一、官設工場については、その業務を地方工場に移管しこれを廢止す。

二、方策第二項の二の(イ)號の措置に即應し、學校校舍の整理を行ふ。

三、官廳事務の徹底簡素化に即應し、官廳舎の整理を行ふ。

四、帝都並びに重要都市に存在することを必要とせざる各種官廳施設の地方移轉を行ひ、その廳舎を整理す。

これ等に關聯して官廳廳舎の再配置を行ひ、防空設備良好なるものに集中し脆弱なる廳舎はこれを撤去疎開す。

五、海陸輸送の一貫的強化を圖る。

六、租税及び國民貯蓄を更に強化し、徹底的に資金の戦力集中を圖り、その効果を最大限に發揮せしむ。

七、價格及び配給制度の徹底的簡素化を圖る。

八、各種外郭團體は官廳に準じてこれを整理し、及び業務の運営に徹底的刷新を圖る。

九、各種統制機關並びに統制會社等、生産第二線部面に對し徹底的の整理を行ふと共に、その業務及び事務につき官廳に準じて徹底的刷新を行ひその人員を縮減す。

(ハ) 女子の動員を強化す。

(ニ) 速かに勤務配置の適正を圖る。

(ホ) 停年制を撤廢する等、各戦域における年齢の制限を撤廢し高齢者の活用を圖る。

(ハ) 第二、八、九項に基づく官廳等の整理によりて生ずるところの人員は、綜合的計畫の下に、悉くこれを戦争遂行に參與せしむ。

(ト) 義務教育八年制を引續き延期す。

三、國內防衛態勢の徹底強化のため、特に左の方途をとる。

(イ) 國內防衛行政の統一的運營を圖る。

(ロ) 國家重要な地區、軍事上重要な施設並びに軍事上重要な工場鑛山に對し極力防空を強化す。

(ハ) 帝都及び重要都市の防衛を全くするために、これ等の都市における官廳工場、家屋等に對し必要なる整理を行ふ。

これがため官廳は率先して措置を講ず。

細目は次頁の如し。公共團體、各種外郭團體、各種統制機關、統制會社等は官廳に準じ、所要の整理を行ふものとす。

(ニ) 前號に關聯し、速かに官廳その他の機構並びに人員の地方分散の綜合的計畫を樹立實行す。

(ホ) 民間の企業整備を促進し、官廳の整理に準じて、帝都及び重要都市における家屋店舗の整理を行ふ。

七、都市疎開實施要綱

昭一八・一二・二二閣議決定

第一方 針

九月二十一日閣議決定「現情勢下ニ於ケル國政運營要綱」ノ趣旨ニ基キ帝都其ノ他ノ重要都市ニ付強力ナル防空都市ヲ構成スル如ク人員、施設及建築物ノ疎開ヲ實施ス

第二要 領

一、疎開區域

疎開區域ハ京濱、阪神、名古屋及北九州地域ニ屬スル左ノ重要都市トス

京濱地域……東京都區部、横濱市、川崎市

阪神地域……大阪市、神戸市、尼崎市

名古屋地域……名古屋市

北九州地域……門司市、小倉市、戸畑市、若松市、八幡市
前項ノ區域外ニ於テモ情況ニ依リ必要ト認ムル都市ニ於テハ疎開ノ勸奨、建築物ノ除却ヲ行フ

二、人員ノ疎開

(一) 疎開セシムベキ人員

疎開セシムベキ人員ハ建築物ノ疎開又ハ施設ノ疎開ニ伴フ者ノ外左ニ掲グル者及其ノ家族トス但シ特ニ疎開區域内ニ居住スルヲ必要トスル者ヲ除ク

- (イ) 疎開區域外ニ職場ヲ有スル者
- (ロ) 企業整備等ニ依リ轉廢業スル者
- (ハ) 其ノ他疎開區域内ニ居住スルノ要諦キ者
- 適當ナル時期ニ疎開人員ニ關スル實情調査ヲ實施ス
- (二) 疎開ノ勸奨
 - (1) 人員ノ疎開ハ原則トシテ勸奨ニ依ルモノトス
 - (2) 疎開ハ成ル可ク世帯單位ノ地方轉出ヲ圖ル等家族主義ノ精神ニ悖ラザル如クス
 - (3) 人員ノ轉出先ハ疎開區域及軍事上ノ重要都市ノ地域ヲ避ケル如クス
- (三) 移轉獎勵金ノ交付
 - 左ニ掲グルモノニシテ世帯ヲ單位トシテ轉出スル者ニ對シ移轉獎勵金ヲ交付ス
 - (イ) 都市民税一定額以下ノ者及都市民税免除者
 - (ロ) 入營、應召軍人ノ遺家族
 - (ハ) 被徵用者ノ遺家族
 - (ニ) 其ノ他必要ト認ムル者
- 三、施設ノ疎開
 - (一) 左ニ掲グルモノノ施設又ハ事業ニ關シ統合整理又ハ地方移轉等ノ計畫ヲ樹立實施ス
 - (イ) 學校
 - (ロ) 公共團體、各種外郎團體

- (ハ) 各種統制機關
- (ニ) 會社、工場等
- (二) 疎開區域内ニ於テハ店舗、工場等ノ疎開ニ資スル如ク企業整備ヲ特ニ強化促進ス
- 四、建築物ノ疎開
 - (一) 都市疎開事業トシテ左ニ掲グル地區内ノ建築物ヲ除却ス
 - (イ) 疎開空地帶
 - (ロ) 疎開空地
 - 1 重要施設疎開空地
 - 2 交通疎開空地
 - 3 疎開小空地
 - (二) 建築物ノ除却ハ防空法第五條ノ六ニ依リ測量、評價、除却等ノ施行ハ徹底シタル戰時的方式ニ據ル
 - (三) 建築物ノ除却ニ因リ移轉スル人員ハ能ク限リ疎開區域外ニ轉出セシム
 - (四) 移轉者ニ對シテハ防空法第十二條ノ二ニ依リ移轉費ヲ支給ス
 - (五) 除却建築物ノ古材等ノ利用ハ之ヲ統制ス
 - (六) 交付スベキ補償金等ニ付テハ之ガ浮動化防止ノ措置ヲ講ス
- 五、輸送ニ關スル措置

- (一) 疎開ニ關スル輸送ハ鐵道及自動車輸送其ノ他ノ小運搬荷造作業等ヲ通シ統合的ニ處理シ得ル如ク措置ス
- (二) 疎開輸送ヲ迅速且圓滑ナラシムル爲各種資材ノ確保ヲ圖リ之ガ配分ニ關シテハ前項ノ統合的輸送ニ適合スル如ク措置ス
- (三) 荷造所要資材ニ關シテハ極力故品ノ利用ヲ圖リ且之ガ回收ヲ強力ニ實施ス
- (四) 運賃、料金其ノ他諸費用ニ關スル特別取扱ヲ行フト共ニ其ノ簡明單純化ヲ圖ル
- (五) 荷造及小運搬ノ勞務ニ關シテハ極力餘剩勞力ヲ動員スル等ノ措置ヲ講ズ
- 六、移轉先家屋ノ斡旋供給其ノ他ノ便宜供與
 - (一) 移轉先ノ家屋ニ付テハ各自ノ緣故先ニ之ヲ求ムルノ外家屋空間ノ提供懇懇及店舗等ノ住宅化ヲ強力ニ實施ス
 - (二) 移轉先ニ於ケル轉就職ノ斡旋又ハ轉入學ノ特別取扱、土地家屋家財ノ受託管理又ハ賣買斡旋等ニ關シテハ極力便宜供與ノ措置ヲ講ズ
- 七、其ノ他疎開ニ件フ措置
 - (一) 建築ノ規制
 - (1) 建築規制區域ハ疎開區域トシ防空法第五條ノ五第一項ニ依リ指定ス
 - (2) 建築規制區域内ノ建築ハ原則トシテ之ヲ禁止ス

- (二) 轉入ノ規制
 - (1) 轉入規制區域ハ疎開區域トシ防空法第五條ノ九ニ依リ指定ス
 - (2) 轉入ノ規制ハ轉入ヲ必要トスル證明書ノ發給又ハ地方長官ノ許可ニ依リ之ヲ行フ
 - (3) 業務ノ場所ノ新設及轉入ハ極力抑制ス
- (三) 建築物ノ利用統制
 - 建築物ノ除却ニ件フ人員ニシテ疎開區域内ニ居住ヲ要スルモノニ對シ住居ヲ確保スル等ノ目的ヲ以テ疎開區域内ニ於テハ防空法第五條ノ十ノ規定ニ基キ建築物ノ利用統制ヲ行フ
- 八、疎開事務擔當機關
 - (一) 疎開區域ニ關係アル都府縣廳ニハ疎開事務ノ綜合連絡調整並ニ都市疎開事業ノ圓滑ナル執行ヲ圖ル爲必要ナル組織ヲ設ク
 - (二) 各縣連絡ニ關シテハ地方行政協議會ノ活動等ニ依ルモノトス
 - (三) 區役所等ニ疎開指導所ヲ設置シ疎開ニ關スル勸奨、指導、斡旋ニ任ゼシム
- 八、疎開地ノ指定 (一) 昭一九・一・二六

◎内務省告示第十八號

防空法第五條ノ五第二項ノ規定ニ依リ左ノ通地區ヲ指定ス、其ノ關係圖面ハ東京都廳ニ備置キ縱覽ニ供ス

第一 防空空地（疎開空地）

番號	位 置	地 積（坪）
一	東京都蒲田區地内	約 七、三三五
二	大森區品川區各地内	一二、七二五
三	荏原區品川區各地内	一二、四九〇
四	品川區地内	六、八八〇
五	王子區地内	一四、八七〇
六	王子區地内	五、八九五
七	荒川區地内	一二、三二五
八	本所區地内	五、三〇〇
九	城東區地内	一四、三六五
一〇	蒲田區地内	七九〇
一一	澁谷區地内	七九〇

第二 空地帶（疎開空地帶）

番號	位 置	地 積（坪）
一	東京都王子區地内	約 二六、一〇〇
二	向島區地内	二八、〇〇〇
三	城東區地内	二一、一二〇
四	品川區大森區各地内	二〇、〇五〇

○内務省告示第十九號

防空法第五條ノ五第二項ノ規定ニ依リ左ノ通地區ヲ指定ス、其ノ關係圖面ハ愛知縣廳及名古屋市役所ニ備置キ縱覽ニ供ス

第一 防空空地（疎開空地）

番號	位 置	地 積（坪）
一	名古屋千種區地内	約 四四、〇〇〇
二	熱田區地内	四〇、〇〇〇
三	熱田區地内	八、七〇〇
四	東區地内	二、五〇〇

第二 空地帶（疎開空地帶）

番號	位 置	地 積（坪）
一	名古屋市西區地内	約 一二、八〇〇
二	東區地内	二五、二〇〇
三	西區中區各地内	二四、二〇〇
四	中區、昭和區各地内	三四、一〇〇

○内務省告示第五十九號（二）

防空法第五條ノ五第二項ノ規定ニ依リ左ノ通地區ヲ指定ス其ノ關係圖面ハ大阪府及大阪市役所ニ備置キ縱覽ニ供ス

第一防空空地（疎開空地）

防空法第五條ノ五第二項ノ規定ニ依リ左ノ通地區ヲ指定ス、其ノ關係圖面ハ神奈川縣廳及川崎市役所ニ備置キ縱覽ニ供ス

空地帶（疎開空地帶）

番號	位 置	地 積（坪）
一	川崎市地内	約 二九、五〇〇

九、疎開地新築禁止令

昭一九・二・一五

○内務省告示第六十九號

防空法 第五條ノ五第一項ノ規定ニ依リ同法施行規則第二條ヲ適用スル區域（建築規制區域）左ノ通指定ス

東京都 區ノ存スル區域

大阪府 大阪市

神奈川縣 橫濱市、川崎市

兵庫縣 神戸市、尼崎市

愛知縣 名古屋市

福岡縣 若松市、八幡市、戸畑市、小倉市、門司市

一〇、防 空 法

第一條 本法ニ於テ防空ト稱スルハ戰時又ハ事變ニ際シ航空機ノ來襲ニ因リ生ズベキ危害ヲ防止シ又ハ之ニ因ル被害ヲ輕減スル

防空法第五條ノ五第二項ノ規定ニ依リ左ノ通地區ヲ指定ス、其ノ關係圖面ハ東京都廳ニ備置キ縱覽ニ供ス

第一 防空空地（疎開空地）

番號	位 置	地 積（坪）
一	東京都蒲田區地内	約 七、三三五
二	大森區品川區各地内	一二、七二五
三	荏原區品川區各地内	一二、四九〇
四	品川區地内	六、八八〇
五	王子區地内	一四、八七〇
六	王子區地内	五、八九五
七	荒川區地内	一二、三二五
八	本所區地内	五、三〇〇
九	城東區地内	一四、三六五
一〇	蒲田區地内	七九〇
一一	澁谷區地内	七九〇

第二 空地帶（疎開空地帶）

番號	位 置	地 積（坪）
一	東京都王子區地内	約 二六、一〇〇
二	向島區地内	二八、〇〇〇
三	城東區地内	二一、一二〇
四	品川區大森區各地内	二〇、〇五〇

○内務省告示第十九號

防空法第五條ノ五第二項ノ規定ニ依リ左ノ通地區ヲ指定ス、其ノ關係圖面ハ愛知縣廳及名古屋市役所ニ備置キ縱覽ニ供ス

第一 防空空地（疎開空地）

番號	位 置	地 積（坪）
一	名古屋千種區地内	約 四四、〇〇〇
二	熱田區地内	四〇、〇〇〇
三	熱田區地内	八、七〇〇
四	東區地内	二、五〇〇

第二 空地帶（疎開空地帶）

番號	位 置	地 積（坪）
一	名古屋市西區地内	約 一二、八〇〇
二	東區地内	二五、二〇〇
三	西區中區各地内	二四、二〇〇
四	中區、昭和區各地内	三四、一〇〇

○内務省告示第五十九號（二）

防空法第五條ノ五第二項ノ規定ニ依リ左ノ通地區ヲ指定ス其ノ關係圖面ハ大阪府及大阪市役所ニ備置キ縱覽ニ供ス

第一防空空地（疎開空地）

防空法第五條ノ五第二項ノ規定ニ依リ左ノ通地區ヲ指定ス、其ノ關係圖面ハ神奈川縣廳及川崎市役所ニ備置キ縱覽ニ供ス

空地帶（疎開空地帶）

番號	位 置	地 積（坪）
一	川崎市地内	約 二九、五〇〇

九、疎開地新築禁止令

昭一九・二・一五

○内務省告示第六十九號

防空法 第五條ノ五第一項ノ規定ニ依リ同法施行規則第二條ヲ適用スル區域（建築規制區域）左ノ通指定ス

東京都 區ノ存スル區域

大阪府 大阪市

神奈川縣 橫濱市、川崎市

兵庫縣 神戸市、尼崎市

愛知縣 名古屋市

福岡縣 若松市、八幡市、戸畑市、小倉市、門司市

一〇、防 空 法

第一條 本法ニ於テ防空ト稱スルハ戰時又ハ事變ニ際シ航空機ノ來襲ニ因リ生ズベキ危害ヲ防止シ又ハ之ニ因ル被害ヲ輕減スル

爲陸海軍ノ行方防衛ニ則應シテ陸海軍以外ノ者ノ行方監視、通信、警報、燈火管制、分散疎開、轉換、偽裝、消防、防火、防彈、防毒、避難、救護、防疫、非常用物資ノ配給、應急復舊其ノ他勅令ヲ以テ定ムル事項ヲ、防空計畫ヲ稱スルハ防空ノ實施及之ニ關シ必要ナル設備又ハ資材ノ整備ニ關スル計畫ヲ謂フ

第二條 防空計畫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣、地方官廳又ハ地方長官ノ指定スル市町村長之ヲ設定スベシ

第三條 主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ防空上重要ナル事業又ハ施設ニ付行政廳ニ非ザル者ヲ指定シテ防空計畫ヲ設定セシムルコトヲ得

前項ノ防空計畫ハ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

第四條 防空計畫ノ設定者ハ其ノ防空計畫ニ基キ防空ヲ實施シ又ハ防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備ヲ爲スベシ

第五條 主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ防空計畫ニ基キ特殊施設ノ管理者又ハ所有者ヲテシ防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備又ハ資材ノ整備ヲ爲サシムルコトヲ得

地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ防空計畫ニ基キ特殊施設ノ管理者又ハ所有者ヲシテ防空ノ實施ニ際シ必要ナル設備又ハ資材ヲ供用セシムルコトヲ得

第五條ノ二 地方長官防空上必要アルトキハ一定ノ區域ヲ指定シ其ノ區域内ニ於ケル木造建築物ノ所有者ニ對シ期限ヲ附シテ其ノ建築物ノ防火改修ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ木造建築物ノ範圍並ニ防火改修ノ程度及方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條ノ三 前條第一項ノ規定ニ依リ命令アリタル場合ニ於テ期限内ニ工事完了セザルトキ若ハ工事完了ノ見込ナシト認メラルトキ又ハ建築物ノ所有者ノ申請アリタルトキハ地方長官ハ市町村長ヲシテ建築物ノ所有者ニ代リテ前條ノ防火改修ノ工事ヲ施行セシムルコトヲ得

第五條ノ四 地方長官ハ防空上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ空襲ニ因リ危害ヲ著シク増大スルノ虞アル建築物ニ付其ノ建築ヲ禁止若ハ制限シ又ハ其ノ建築物ノ（工事中ノモノヲ含ム）ノ除却、改築其ノ他防空上必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

第五條ノ五 主務大臣ハ防空上建築物ノ分散疎開ヲ圖ル爲必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ區域ヲ指定シ其ノ區域内ニ於ケル建築物ノ建築ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

主務大臣ハ防空上空地ヲ設クル爲必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル建築物ノ建築ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第五條ノ六 前條ノ規定ニ依リ區域又ハ地區ノ指定アリタルトキハ地方長官ハ其ノ區域又ハ地區内ニ存スル建築物（工事中ノモノヲ含ム）ニ付其ノ管理者又ハ所有者ニ對シ之ガ除却、改築其ノ他防空上必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

第五條ノ七 主務大臣又ハ地方長官ハ防空上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ豫メ適當ト認ムル者ヲ指定シ監視（之ニ付通信ヲ含ム）ニ從事セシムルコトヲ得

前項ノ指定ヲ受ケタル者ノ服務、訓練、給與等ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 防空ノ實施ノ開始及終止ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 燈火管制ヲ實施スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ實施區域内ニ於ケル光ヲ發スル設備又ハ裝置ノ管理者又ハ之ニ準ズベキ者ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ其ノ光ヲ秘匿スベシ

第八條ノ二 地方長官ハ監視、警報傳達其ノ他防空ノ實施上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ警報ヲ發スル設備又ハ裝置ノ使用ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第八條ノ三 主務大臣ハ防空上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ區域内ニ居住スル者ニ對シ期間ヲ限リ其ノ區域ヨリノ退去ヲ禁止若ハ制限シ又ハ退去ヲ命ズルコトヲ得

第八條ノ四 地方長官ハ第五條ノ六、第五條ノ九又ハ前條ノ規定ニ依リ處分ニ因リ住居ヲ轉ジ又ハ營業所其ノ他ノ業務ノ場所ヲ移轉スルニ至リタル場合ニ於テ關係者ノ居住又ハ業務ノ用ニ供スル爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ建築物ノ使用ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第八條ノ五 行政官廳ハ防空ノ實施ニ際シ必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ營業其ノ他ノ業務ヲ行フ者ニ對シ其ノ業務ヲ禁

テ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

第六條ノ二 行政官廳ハ防空上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ

止、制限、繼續、再開等ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第八條ノ六 主務大臣ハ防空ノ實施ニ際シ必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ鐵道、軌道、航空機、船舶、車輛等ニ依ル人又ハ物件ノ移動ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第八條ノ七 空襲ニ因リ建築物ニ火災ノ危險ヲ生ジタルトキハ其ノ管理者、所有者、居住者其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ガ應急防火ヲ爲スベシ

前項ノ場合ニ於テハ現場附近ニ在ル者ハ同項ニ掲グル者ノ爲ス應急防火ニ協力スベシ

第九條 防空ノ實施ニ際シ緊急ノ必要アルトキハ地方長官又ハ市町村長ハ他人ノ土地若ハ家屋ヲ一時使用シ、物件ヲ收用若ハ使用シ又ハ防空ノ實施區域内ニ在ル者ヲシテ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

行政執行法第五條及第六條ノ規定並ニ之ニ基キテ發スル命令ハ前項ノ規定ニ基キテ爲ス處分ニ依リテ負テ義務ノ履行ヲ市町村長ガ強制スル場合ニ之ヲ準用ス

第十條 主務大臣ハ防空計畫ノ設定者ニ對シ防空計畫ノ全部又ハ一部ニ基キ防空ノ訓練ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ防空ノ訓練ヲ爲ス場合ニ於テハ第五條第二項第六條、第八條、第八條ノ二及第八條ノ七ノ規定ヲ準用ス

第十條ノ二 防空計畫ノ設定者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ防空ノ實施ニ從事スベキ者ヲシテ防空上必要ナル事項ニ關スル講習ヲ受

場合ヲ含ムノ規定ニ依リ防空ノ實施又ハ訓練ニ際シ必要ナル設備若ハ資材ヲ供用セシメ又ハ地方長官若ハ市町村長第五條ノ八若ハ第九條第一項ノ規定ニ依リ土地工作物物件ヲ收用若ハ使用スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ損失ヲ補償スベシ

地方長官第五條ノ四、第五條ノ六、第五條ノ十又ハ第八條ノ四ノ規定ニ依リ建築物（工事中ノモノヲ含ム）ニ關スル命令ヲ爲ス場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ損失ヲ補償スベシ

地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第五條ノ四ノ規定ニ依リ禁止若ハ制限アリタルガ爲又ハ第五條ノ五ノ規定ニ依リ區域若ハ地區ノ指定アリタルガ爲既ニ着手シタル建築ヲ廢止シ又ハ變更スルノ已ムナキニ至リタルニ因リ生ジタル損失ヲ補償スベシ

前三項ノ規定ニ依リ補償ヲ受ケベキ者補償ニ付不服アルトキハ其ノ金額ノ決定ノ通知ヲ受ケタル日より、供用、收用、使用、除却、改築、廢止、變更其ノ他ノ措置ノ後六月ヲ經過シテ補償金額ノ決定ノ通知ヲ受ケザルトキハ其ノ期間經過シタル日より六月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十四條 第六條（第十條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ特殊技能ヲ有スル者、特別ノ教育訓練ヲ受ケタル者又ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者ノ從業者ヲシテ防空ノ實施又ハ訓練ニ從事セシムル場合ニ於テハ地方長官、市町村長又ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者ハ送

ケシムルコトヲ得

第十一條 防空ニ關スル調査ノ爲必要アルトキハ行政官廳又ハ市町村長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ關係者ニ對シ資料ノ提出ヲ命ジ又ハ官吏若ハ吏員ヲシテ關係アル場所ニ立入り検査ヲ爲サシムルコトヲ得但シ私人ノ邸宅並ニ業務上ノ秘密ニ屬スル事項及設備ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ立入ル場合ニ於テハ其ノ旨豫メ其ノ場所ノ管理者ニ通知スベシ

當該官吏又ハ吏員第一項ノ規定ニ依リ關係アル場所ニ立入ル場合ハ其ノ證據ヲ携帯スベシ

第十二條 行政官廳、市町村長若ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者ノ爲ス防空ノ實施ニ從事スル者又ハ第八條ノ七ノ規定ニ依リ應急防火ヲ爲シ若ハ之ニ協力スル者之ガ爲傷痕ヲ受ケ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ行政官廳又ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ扶助金ヲ給スベシ

前項ノ規定ハ第十條第一項ノ規定ニ依リ訓練ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十二條ノ二 第五條ノ六、第五條ノ九又ハ第八條ノ三ノ規定ニ依リ處分ニ因リ住居ヲ轉ズルニ至リタル者ニ對シテハ地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ移轉費ヲ給スベシ

第十三條 地方長官第五條第二項（第十條第二項ニ於テ準用スル

命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ實費ヲ辨償スベシ

前條第四項ノ規定ハ前項ノ實費辨償ニ之ヲ準用ス

第十五條 防空計畫ノ設定、防空ノ實施、防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備又ハ第十條第一項ノ規定ニ依リ防空ノ訓練ヲ爲スニ要スル費用ハ地方長官之ヲ爲ス場合ニ於テハ北海道又ハ府縣、市町村長之ヲ爲ス場合ニ於テハ市町村、第三條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者之ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ者ノ負擔トス但シ監視及之ニ伴フ通信ニ付テハ其ノ實施、實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備又ハ第十條第一項ノ規定ニ依リ訓練ニ要スル費用ハ國庫ノ負擔トス

特殊施設ノ管理者又ハ所有者第五條第一項ノ規定ニ依リ設備又ハ資材ノ整備ヲ爲スニ要スル費用ハ其ノ者ノ負擔トス

第五條ノ二又ハ第五條ノ三ノ規定ニ依リ防火改修工事ノ施行ニ要スル費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ建築物ノ所有者ノ負擔トス

第五條ノ七ノ規定ニ依リ命令ニ依リ措置ヲ爲スニ要スル費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ管理者、所有者又ハ事業主ノ負擔トス

第十二條ノ規定ニ依リ扶助金ヲ給スルニ要スル費用ハ行政官廳之ヲ給スル場合ニ於テハ國庫、第三條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者之ヲ給スル場合ニ於テハ其ノ者ノ負擔トス

第十二條ノ二ノ規定ニ依リ移轉費ヲ給スルニ要スル費用ニシテ主務大臣ノ命令ニ依リ移轉ニ係ルモノハ國庫、地方長官ノ命令ニ依リ移轉ニ係ルモノハ北海道又ハ府縣ノ負擔トス

第十三條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依ル損失補償ヲ爲スニ要スル費用ハ北海道又ハ府縣ノ負擔トス

特別ノ事情アルモノニ付テハ第一項、第二項及第五項ノ規定ニ對シ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十六條 前條第三項ノ規定ニ依リ建築物ノ所有者ノ負擔スル費用ニ對シテハ市町村ハ其ノ三分ノ二以內ヲ補助スベシ

前條第四項ノ規定ニ依リ物件ノ管理者又ハ所有者ノ負擔スル費用ニ對シテハ主務大臣ノ命令ニ依ル移轉ノ場合ニ於テハ國庫ニ於テ、地方長官ノ命令ニ依ル移轉ノ場合ニ於テハ北海道又ハ府縣ニ於テ其ノ二分ノ一以內ヲ補助スベシ

第十七條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ左ノ諸費ニ對シ其ノ全部又ハ一部ヲ補助ス

一 第十五條第一項ノ規定ニ依リ北海道、府縣、市町村又ハ第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ負擔スル費用

二 第十五條第二項ノ規定ニ依リ特殊施設ノ管理者又ハ所有者ノ負擔スル費用

三 第十五條第五項ノ規定ニ依リ第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ負擔スル扶助金

四 第十五條第六項ノ規定ニ依リ北海道又ハ府縣ノ負擔スル移轉費

五 第十五條第七項ノ規定ニ依リ北海道又ハ府縣ノ負擔スル損失補償金

二 第五條ノ四、第五條ノ九、第八條ノ三若ハ第八條ノ五ノ規定ニ依ル禁止若ハ制限ニ違反シ又ハ命令ニ從ハザル者

三 第五條ノ五、第八條ノ二又ハ第八條ノ六ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者

四 第五條ノ六、第五條ノ七、第五條ノ十、第六條第一項若ハ第二項又ハ第八條ノ四ノ規定ニ依ル命令ニ從ハザル者

第十九條ノ三 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第八條ノ七第一項ノ規定ニ違反シタル者

二 第十一條第一項ノ規定ニ依ル資料ノ提出ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ資料ヲ提出シ又ハ當該官吏若ハ吏員ノ立入検査ヲ拒ミ、妨

ゲ若ハ忌避シタル者

第十九條ノ四 本法ニ規定スル主務大臣ノ職權ノ一部ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方官廳ニ委任スルコトヲ得

第十九條ノ五 本法中地方長官トアルハ東京都ニ在リテハ警視總監ヲ、府縣トアルハ東京都ヲ含ムモノトシ第五條ノ三、第十六條第一項、第十七條第六號及第十七條ノ二中市町村、市町村長

市町村費又ハ市町村税トアルハ東京都ノ區ノ存スル區域ニ於テハ各東京都、東京都長官、東京都費又ハ東京都税トス

第二十條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合管理

者ハ之ヲ町村長ト看做ス

六 前條ノ規定ニ依リ北海道、府縣又ハ市町村ノ負擔スル補助金

第十七條ノ二 第五條ノ三ノ規定ニ依リ市町村長ノ施行スル防火改修工事ニ要スル費用ハ市町村費ヲ以テ一時繰替支辨スベシ

前項ノ規定ニ依リ繰替支辨シタル費用ノ辨償金ノ徴收ニ付テハ市町村税徴收ノ例ニ依ル

前項ノ辨償金ニシテ辨償ヲ得ザルモノアルトキハ國庫ハ市町村ニ對シ其ノ損失ノ二分ノ一ヲ補償ス

第十八條 防空ノ實施ニ從事スル者ノ業務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス威力又ハ偽計ヲ用ヒ其ノ業務ヲ妨害シタル者亦同ジ

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第六條ノ二第一項ノ規定ニ依ル命令ニ從ハザル者

二 第八條ノ規定ニ違反シタル者又ハ同條ノ規定ニ依ル光ノ祕匿ヲ妨害シタル者

第十九條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第五條ノ三ノ規定ニ依ル防火改修工事ノ施行又ハ第五條ノ八ノ規定ニ依ル土地、工作物若ハ物件ノ收用若ハ使用ヲ拒ミ妨ゲ又ハ忌避シタル者

町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本法中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキ者ニ之ヲ適用ス

第二十一條 國ニ於テ管理スル施設ニ關スル防空ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第二十二條 本法ヲ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ施行スル場合ニ於テ必要アルトキハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和十二年勅令第五百四十八號ヲ以テ昭和十二年十月一日ヨリ施行）

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和十六年勅令第百三十四號ヲ以テ昭和十六年十二月二十日ヨリ施行）

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

防空法施行令

第一條 防空法第一條ノ規定ニ依リ事項ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 被害現場ノ後片付其ノ他ノ清掃（以下清掃ト稱ス）

二 氣球等ニ依ル阻塞（以下阻塞ト稱ス）

三 飲料水ノ供給（以下給水ト稱ス）

四 應急運輸

五 應急勞務ノ調整

第一條ノ二 主務大臣ハ全國又ハ數都道府縣ノ區域ニ亘リ計畫スベキ事項其ノ他重要ト認ムル事項ニ關シ防空計畫ヲ設定スベシ
陸軍大臣及海軍大臣ハ陸海軍ノ行方防衛ニ則シテシムル爲防空計畫ノ設定上基準ト爲ルベキ事項ヲ定メテ主務大臣ニ提示スベシ

內務大臣ハ防空計畫ノ設定上必要ナル事項ヲ他ノ主務大臣ニ提示スベシ

第一條ノ三 地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監ヲ含ム以下之ニ同ジ)ハ都道府縣ノ全區域又ハ數市町村ノ區域ニ亘リ計畫スベキ事項其ノ他重要ト認ムル事項ニ關シ防空計畫ヲ設定スベシ
地方長官以外ノ地方官廳ハ其ノ所管事務ニ付計畫スベキ事項ニ關シ防空計畫ヲ設定スベシ

防空法第二條ノ規定ニ依リ指定セラレタル市町村長ハ市町村ノ區域内ニ於テ計畫スベキ事項其ノ他重要ト認ムル事項ニ關シ防空計畫ヲ設定スベシ

第一條ノ四 軍司令官、鎮守府司令長官又ハ警備府司令長官ハ陸海軍ノ行方防衛ニ則シテシムル爲防空計畫ノ設定上基準ト爲ルベキ事項ヲ定メテ之ヲ關係地方官廳ニ提示スベシ

第二條 防空法第三條第一項ノ事業又ハ施設ハ工場、鑛山、鐵道軌道、水道又ハ電氣、瓦斯、石油、電氣通信、海運、自動車交通者ハ航空ニ關スル事業若ハ施設トス

第三條 防空法第五條第一項ノ規定ニ依リ整備ヲ爲サシムルコトヲ得ベキ設備又ハ資材ハ左ノ各號ニ掲グルモノトス

一 電氣工作物、工場、鑛山、鐵道、軌道、電氣通信施設、病院、診療所、船舶ノ類ニ付テハ燈火管制ニ關シ必要ナルモノ
二 水道、下水道、電氣工作物、瓦斯工作物、石油タンク、工場、鑛山、鐵道、軌道、電氣通信施設、道路、橋梁、港灣、堰堤、堤防、水門、倉庫、學校、病院、診療所、高層建築物、飛行場ノ類ニ付テハ偽裝、防禦又ハ應急復舊ニ關シ必要ナルモノ

三 水道、下水道、電氣工作物、瓦斯工作物、石油タンク、工場、鑛山、電氣通信施設、學校、倉庫、病院、診療所ノ類ニ付テハ消防又ハ防火ニ關シ必要ナルモノ

四 劇場、學校、病院、診療所、百貨店、工場、倉庫、公園、廣場、高層建築物、地下ニ敷設シタル鐵道又ハ軌道、地下室ヲ有スル建築物ノ類ニ付テハ防衛、避難、救護、防疫、非常用物資ノ配給、清掃又ハ給水ニ關シ必要ナルモノ

五 工場、鑛山、港灣、高層建築物ノ類ニ付テハ阻害ニ關シ必要ナルモノ

防空法第五條第二項ノ規定ニ依リ供用セシムルコトヲ得ベキ設備又ハ資材ハ左ノ各號ニ掲グルモノトス

一 高層建築物、船舶、電氣通信施設ノ類ニ付テハ監視又ハ通信ニ關シ必要ナルモノ

一 監視哨舎、救護所、非常用物資倉庫、防空資材倉庫、汚物處理場ノ類ノ整備ニ付テハ土地又ハ工作物

二 消防道路、水道、地下道、防空待避所、貯水槽、井戸ノ類ノ整備ニ付テハ土地

防空法第五條ノ八ノ規定ニ依リ使用スルコトヲ得ル土地、工作物又ハ物件ハ左ニ掲グルモノトス

一 通信線ノ架設ニ付テハ土地又ハ工作物

二 阻害氣球繫揚設備ノ整備ニ付テハ土地又ハ繫揚用機具屬品ノ類

第三條ノ四 土地工作物管理使用收用令第三條第一項、第四條乃至第六條(官報公告ニ關スル部分ヲ除ク)第八條乃至第十一條

第十二條第一項及第三項、第十五條、第十六條第一項前段及第二項、第十七條並ニ第二十三條ノ規定ハ防空法第五條ノ八ノ規定ニ依リ地方長官土地、工作物又ハ物件ヲ收用又ハ使用スル場合ニ之ヲ準用ス但シ同令第十五條、第十六條第二項及第十七條中開令トアルハ命令トス

前項ノ規定スルモノノ外同項ノ收用又ハ使用ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條ノ五 內務大臣ハ防空法第五條ノ九ノ規定ニ依リ其ノ指定スル區域内ニ轉居セントスル者ヲシテ地方長官又ハ內務大臣ノ指定スル者ノ許可又ハ證明ヲ受ケシムルコトヲ得

第三條ノ六 內務大臣ハ防空法第五條ノ九ノ規定ニ依リ其ノ指定

第三條ノ三 防空法第五條ノ八ノ規定ニ依リ收用又ハ使用スルコトヲ得ル土地、工作物又ハ物件ハ左ニ掲グルモノトス

スル區域内へ營業所其ノ他ノ業務ノ場所ヲ移轉シ又ハ其ノ區域内ニ於テ營業所其ノ他ノ業務ノ場所ヲ新設セントスル者ヲシテ地方長官ノ許可ヲ受ケシムルコトヲ得

第三條ノ七 内務大臣ハ防空法第五條ノ九ノ規定ニ依リ公務又ハ總動員業務ノ爲其ノ他特別ノ事由ニ因リ其ノ指定スル區域内ニ居住スルヲ必要トスル者以外ノ者ニ對シ當該區域外ヘノ轉居ヲ命ズルコトヲ得

内務大臣ハ防空法第五條ノ九ノ規定ニ依リ營業所其ノ他ノ業務ノ場所ニシテ總動員業務ノ爲其ノ他特別ノ事由ニ因リ其ノ指定スル區域内ニ在ルヲ必要トスルモノ以外ノモノニ付事業主又ハ當該業務ノ場所ノ管理者ニ對シ當該區域外ヘノ移轉ヲ命ズルコトヲ得

第三條ノ八 防空法第五條ノ六ノ規定ニ依リ處分其ノ他ノ事由ニ因リ住居ヲ轉ジ又ハ業務ノ場所ヲ移轉スルノ已ムナキニ至リタル者ニシテ同法第五條ノ十二規定スル區域内ニ居住シ又ハ業務ノ場所ヲ有スルヲ必要トスルモノノ居住又ハ業務ノ用ニ供スル爲必要アル場合ニ於テハ地方長官ハ同條ノ規定ニ依リ左ノ各號ノ一ニ該當スル建築物ノ全部又ハ一部ニ付其ノ管理者又ハ所有者ニ對シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

一 一家

二 事務所、營業所ノ類ニシテ利用ノ現況ニ鑑ミ著シク餘裕アリト認メラルモノ

スル命令ヲ爲スコトヲ得

地方長官ガ前項ノ規定ニ依リ住宅及其ノ空家ヲ居住ノ用ニ供スル爲貸付クベキ旨ノ命令ヲ爲スコトヲ得ルハ當該建築物ノ全部ヲ同一ノ世帯ニ屬スル者ノ用ニ供セシメントスル場合ニ限ル

第三條ノ九 防空ニ關シ公益上特ニ緊要ナル施設ニシテ防空法第五條ノ六ノ規定ニ依リ處分其ノ他ノ事由ニ因リ移轉スルノ已ムナキニ至リタルモノ同法第五條ノ十二規定スル區域内ニ在ルヲ必要トスルモノナル場合ニ於テ其ノ施設ノ用ニ供スル爲必要アルトキハ地方長官ハ同條ノ規定ニ依リ當該施設ノ收容上適當ト認ムル建築物ニ付其ノ管理者又ハ所有者ニ對シ期間ヲ限り之ヲ當該施設ノ管理者又ハ所有者ニ貸付クベキ旨ノ命令ヲ爲スコトヲ得

第三條ノ十 前二條ノ規定ニ依リ地方長官ガ建築物ノ貸付ヲ命ジタル場合ニ於テ其ノ貸付ノ期間ガ三年以上ニ互ルトキハ當該建築物ノ所有者ハ借主ニ對シ其ノ建築物ノ買取ヲ請求スルコトヲ得

第三條ノ十一 地方長官ハ防空法第五條ノ十ノ規定ニ依リ同法第五條ノ六ノ規定ニ依リ除却命令ニ代ヘ建築物ニ付其ノ所有者ニ對シ之ヲ公共團體其ノ他内務大臣ノ指定スル者ニ讓渡スベキ旨ヲ命ジ其ノ讓渡ヲ受ケタル者ヲシテ當該建築物ヲ除却セシムルコトヲ得

第三條ノ十二 前四條ノ規定ニ依リ建築物ノ貸付若ハ讓渡ノ命令

三 共同住宅、寄宿舎、下宿屋、旅館ノ類

四 俱樂部、集會所、興行場、料理屋、待合ノ類

前項ノ必要ナル命令ハ左ノ各號ノ定ムル所ニ依リ
一 前項第一號又ハ第二號ニ掲グル建築物ニ付テハ新ニ貸付ケ又ハ借主ヲ變更セントスル場合ニ於テ地方長官ニ届出ヅベキ旨ノ命令又ハ其ノ許可ヲ受クベキ旨ノ命令

二 前項第三號又ハ第四號ニ掲グル建築物ニ付テハ當該各號ニ掲グル用途以外ノ用途ニ供セントスル場合ニ於テ地方長官ニ届出ヅベキ旨ノ命令

三 地方長官ノ指定スル者ニ對シ期間ヲ限り貸付クベキ旨ノ命令但シ前項第三號ニ掲グル建築物ニ在リテハ其ノ管理者又ハ所有者ガ同號ニ掲グル用途以外ノ用途ニ之ヲ供セントスル場合ニ限ル

四 除却、改築又ハ移築ノ制限ニ關スル命令

第一項ニ規定スル者ノ居住又ハ業務ノ用ニ供スル爲特ニ必要アル場合ニ於テハ地方長官ハ防空法第五條ノ十ノ規定ニ依リ住宅（店舗、事務所ノ類ヲ兼スルモノヲ含ミ第一項第三號ニ掲グルモノヲ除ク本條中以下同ジ）ニ付其ノ管理者又ハ所有者ガ新ニ貸付ケ又ハ借主若ハ用途ヲ變更セントスル場合ニ於テ地方長官ニ届出ヅベキ旨ノ命令又ハ其ノ許可ヲ受クベキ旨ノ命令及此ノ場合ニ於テ地方長官ノ指定スル者ニ對シ期間ヲ限り他ニ優先シテ貸付クベキ旨ノ命令並ニ之ガ除却、改築又ハ移築ノ制限ニ關

又ハ買取ノ請求アリタル場合ニ於テ其ノ貸付若ハ讓渡又ハ買取ノ條件ハ當事者間ノ協議ニ依リ

前項ノ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ地方長官ハ必要ナル決定ヲ爲スコトヲ得

第三條ノ十三 第三條ノ八乃至前條ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ内務大臣之ヲ定ム

第四條 防空法第六條第一項ノ特殊技能ヲ有スル者ハ左ノ各號ニ掲グル者トス

一 醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師、產婆、保健婦及看護婦
二 前號ニ掲グルモノノ外地方長官ノ定ムル者

防空法第三條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者ノ従業者ニシテ同法第六條第三項ノ規定ニ依リ防空ノ實施ニ從事スベキモノ其ノ他正當ノ事由アル者ハ同法第六條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

第四條ノ二 防空法第六條第一項若ハ第二項（同法第十條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ命令又ハ同法第六條ノ二ノ規定ニ依リ指定若ハ命令ハ此等ノ處分ヲ受クベキ者ノ居住及就業ノ場所、職業、技能又ハ教育訓練ノ程度、身體ノ狀態、家庭ノ狀況等ヲ斟酌シテ之ヲ爲スベシ

第四條ノ三 地方長官ハ特殊技能ヲ有スル者又ハ特別ノ教育訓練ヲ受ケタル者ニシテ當該都府縣ノ區域内ニ居住スルモノニ對シ防空法第六條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ地方長官、市町村

長又ハ同法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ爲ス
防空ノ實施ニ從事スベキコトヲ命ズルコトヲ得
前項ノ規定ハ防空法第十條ノ規定ニ依リ防空ノ訓練ヲ爲ス場合
ニ之ヲ準用ス

第四條ノ四 防空法第六條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル命令又
ハ同法第六條ノ二ノ規定ニ依ル指定ハ從事令書又ハ指定書ノ交
付ヲ以テ之ヲ行フ
前項ノ從事令書又ハ指定書ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之
ヲ定ム

第五條 防空ノ實施ノ開始及終止ハ内務大臣(航海中ノ船舶ニ付
テハ運輸通信大臣)之ヲ命ズ

前項ノ命令ハ關係アル地方官廳ニ對シテハ内務大臣、航海中ノ
船舶ニ對シテハ運輸通信大臣、關係アル市町村長及防空法第三
條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ニ對シテハ内務大臣ノ
通知ニ依リ地方長官之ヲ發ス

内務大臣又ハ運輸通信大臣、第一項ノ命令ヲ爲スニ付テハ其ノ
時期及區域ニ關シテハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ通知ニ依ルベ
シ

第六條 前條ノ規定ニ依リ防空ノ實施ノ開始命令アリタルトキハ
監視及之ニ伴フ通信ハ直ニ之ヲ實施シ防空上必要ナル其ノ他ノ
事項ハ直ニ之ヲ準備シ適宜之ヲ實施スベシ
監視及之ニ伴フ通信ハ前條ノ規定ニ依リ防空ノ實施ノ終止命令

第七條ノ三 内務大臣ハ防空法第八條ノ三ノ規定ニ依リ防空ノ實
施ニ際シ必要アリト認ムルトキハ特ニ防空ノ實施ニ從事セシム
ルノ要アル者以外ノ者ニ對シテ應ジ退去ヲ命ズルコトヲ
得

前項ノ規定ニ依リ退去ヲ命ズル場合ニ於テハ退去先、退去ノ方
法又ハ退去者ノ保護ニ必要ナル事項ヲ指示スルモノトス

第七條ノ四 第三條ノ八、第三條ノ十二及第三條ノ十三ノ規定ハ
地方長官防空法第八條ノ四ノ規定ニ依ル命令ヲ爲ス場合ニ之ヲ
準用ス但シ同法第八條ノ三ノ規定ニ依リ退去者ニ對シ建築物ヲ
貸付クベキ旨ノ命令ニ附スル期間ハ退去ノ期間ヲ超ユルコトヲ
得ズ

第七條ノ五 防空法第八條ノ五ノ規定ニ依リ禁止又ハ制限ヲ爲ス
コトヲ得ル業務ハ多衆ノ來集ヲ目的トスル業務(第二項各號ニ
掲グルモノヲ除ク)及空襲ニ因ル危害ヲ著シク増大スルノ虞アル
業務ニシテ内務大臣ノ指定スルモノトス
防空法第八條ノ五ノ規定ニ依リ繼續又ハ再開ヲ命ズルコトヲ得
ル業務ハ左ノ各號ニ掲グルモノトス

一 生活必需品又ハ醫藥品ノ配給ニ關スル業務

二 飲食店業務

三 醫療ニ關スル業務

四 運輸通信ニ關スル業務

防空法第八條ノ五ノ命令ハ期間ヲ限リ之ヲ爲スモノトス

アル迄之ヲ繼續スベシ

第七條 防空ノ實施スル場合ニ於テ航空機ノ來襲ニ關シテハ左ノ
各號ノ區分ニ依リ防空警報ヲ發ス

一 警戒警報 航空機ノ來襲ノ虞アル場合

二 警戒警報解除 航空機ノ來襲ノ虞ナキニ至リタル場合

三 空襲警報 航空機ノ來襲ノ危險アル場合

四 空襲警報解除 航空機ノ來襲ノ危險ナキニ至リタル場合

當該區域ノ防衛ヲ擔任スル軍司令官、師團長、要塞司令官、鎮
守府司令長官若ハ警備府司令長官(以下陸海軍司令官ト稱ス)
又ハ其ノ指定スル者ノ發スル防空警報ヲ以テ前項ノ防空警報ト
ス

第七條ノ二 内務大臣ハ防空上必要アルトキハ其ノ定ムル所ニ依
リ防空法第八條ノ三ノ規定ニ基キ空襲ニ因ル危害ヲ避クル目的
ヲ以テスル退去ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得但シ左ノ各號ノ一
ニ該當スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 國民學校(之ニ準ズベキ學校ヲ含ム)初等科兒童又ハ年齡
七年未満ノ者

二 妊婦、產婦又ハ褥婦

三 年齡六十五年ヲ超ユル者、傷病者又ハ不具癡疾者ニシテ防
空ノ實施ニ從事スルコト能ハザルモノ

四 前各號ニ掲グル者ノ保護ニ缺クベカラザル者
前項第四號ニ掲グル者ノ範圍ハ内務大臣之ヲ定ム

第八條 防空法第十一條第一項ノ關係者ハ同法第五條ノ二、第五
條ノ四乃至第五條ノ六若ハ第八條ノ四ニ掲グル建築物(工事中
ノモノヲ含ム)、第三條ノ八(第七條ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ
含ム)、第三條ノ九若ハ第三條ノ十一ニ掲グル建築物、第三條ノ
二若ハ第三條ノ三ニ掲グル土地、工作物若ハ物件、第二條若ハ
第三條ノ二ニ掲グル事業若ハ施設、第三條ニ掲グル特殊施設又
ハ第三條ノ六若ハ第三條ノ七ニ掲グル營業所其ノ他ノ業務ノ場
所ノ管理者又ハ所有者トシ關係アル場所ハ此等ノ者ノ管理又ハ
所有スル土地及建築物其ノ他ノ工作物トス

防空法第十一條第三項ノ證票ハ別記様式ニ依ル
第九條 防空法第十三條ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ通常生ズ
ベキ損失ニ限ル

前項ノ規定ニ依ル補償ヲ受クベキ者ハ防空法第十三條第一項乃
至第三項ニ掲グル措置ニ係ル土地、工作物、建築物(工事中ノ
モノヲ含ム)本條中以下同ジ)若ハ物件又ハ當該土地ニ在ル工作
物其ノ他ノ物件ヲ所有シタル者及此等ニ付所有權以外ノ權利ヲ
有シタル者並ニ同法第五條ノ六ノ規定ニ依リ建築物ノ除却ヲ命
ジタル場合ニ於ケル其ノ建築物ノ存スル土地ノ所有者及此ノ土
地ノ所有者及此ノ土地ニ付所有權以外ノ權利ヲ有スル者ニ限
ル

土地、建築物、工作物又ハ物件ガ知レタル先取特權、質權又ハ
抵當權ノ目的タル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ權利ノ目的タル

物ニ付防空法第十三條ノ規定ニ依リ交付スベキ補償金ヲ供託スベシ

先取特權者、質權者又ハ抵當權者ハ前項ノ供託金ニ對シテモ其ノ權利ヲ行フコトヲ得

前四項ニ定ムルモノノ外損失補償ニ關シ必要ナル事項ハ内務大臣之ヲ定ム

第十條 防空法第十四條ノ規定ニ依ル實費辨償ニ關シ必要ナル事項ハ地方長官ノ辨償ニ係ルモノニ在リテハ内務大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官之ヲ定メ市町村長又ハ同法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ辨償ニ係ルモノニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ當該防空計畫ノ設定者之ヲ定ムベシ

第十一條 防空法第五條ノ二又ハ第五條ノ三ノ規定ニ依ル木造建築物ノ防火改修工事ノ施行ニ要スル費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該建築物ノ所有者ノ負擔トス

特定ノ街廓内ニ在ル木造建築物ニシテ所有者ヲ異ニスルモノヲ一群トシテ防火改修工事ヲ施行スル場合ニ於ケル當該工事ノ費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該工事ニ因リテ利益ヲ受ケタル建築物ノ所有者ノ負擔トシ其ノ負擔ノ割合及方法ハ防空法第五條ノ二ノ規定ニ依ル工事ニ在リテハ當該所有者間ノ協議ニ依リ同法第五條ノ三ノ規定ニ依ル工事ニ在リテハ地方長官ノ定ムル所ニ依ル

前項ノ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ地方長官

法第十六條ニ規定スル補助金ニシテ都道府縣又ハ市町村ノ負擔スルモノニ對シテハ各其ノ二分ノ一

四 防空法第十五條第二項ニ規定スル設備又ハ資材ノ整備ニ要スル費用ニ對シテハ公共團體ノ爲ス整備ニ係ルモノニ在リテハ其ノ三分ノ一、其ノ他ノモノニ在リテハ其ノ二分ノ一

五 防空法第十五條第六項ニ規定スル移轉費ヲ給スルニ要スル費用ニシテ都道府縣ノ負擔スルモノ及同條第七項ニ規定スル損失補償ニ要スル費用ニシテ同法第八條ノ四ノ規定ニ依ル建築物ノ使用ニ關スル命令ニ係ルモノニ對シテハ各其ノ十分ノ八乃至全額

六 防空法第十五條第七項ニ規定スル損失補償ニ要スル費用（前號及第七號ニ掲グルモノヲ除ク）ニ對シテハ其ノ三分ノ二乃至全額

七 防空法第十五條第七項ニ規定スル損失補償ニ要スル費用ニシテ同法第五條ノ四ノ規定ニ依ル建築物（工事中ノモノヲ含ム）ニ關スル命令ニ係ルモノニ對シテハ其ノ三分ノ二

第十三條 主務大臣ハ地方官廳又ハ防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ニ對シ、地方長官ハ同法第二條ノ規定ニ依リ指定セラレタル市町村長ニ對シ防空計畫ノ設定上必要ナル事項ヲ指示スベシ

前項ノ指示アリタルトキハ之ニ準據シテ防空計畫ヲ設定スベシ

之ヲ裁定ス

第二項ノ協議ハ地方長官ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生セズ

第十二條 防空法第十七條ノ規定ニ依ル國庫補助ハ内務大臣ノ査定ニ係ル支出精算額ニ對シ之ヲ爲ス但シ密附金其ノ他ノ收入アルトキハ之ヲ控除シタル額ニ對シ補助ス

前項ノ規定ニ依リ交付シタル國庫補助金ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ其ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムルコトヲ得

一 設備又ハ資材ヲ廢棄又ハ變更シ當初ノ目的ヲ達シ得ザルニ至リタルトキ

二 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

第十二條ノ二 防空法第十七條ノ規定ニ依ル國庫補助ノ割合ハ左ノ各號ノ定ムル所ニ依ル

一 防空法第十五條第一項本文ニ規定スル防空ノ實施ニ要スル費用ニシテ救護ノ實施ニ係ルモノニ對シテハ其ノ全額
二 防空法第十五條第一項本文ニ規定スル防空ノ實施ニシ關必要ナル設備又ハ資材ノ整備ニ要スル費用ニ對シテハ其ノ四分ノ一乃至三分ノ二

三 防空法第十五條第一項本文ニ規定スル防空計畫ノ設定ニ要スル費用又ハ防空ノ實施（救護ノ實施ヲ除ク）若ハ其ノ訓練ニ要スル費用、同條第五項ニ規定スル扶助金ニシテ同法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ負擔スルモノ及同

第十四條 陸海軍司令官ハ監視網構成ノ概要ニ付防空計畫ノ設定

上必要ナル事項ヲ地方長官ニ、陸海軍ノ行フ防衛ノ必要上使用ヲ禁止又ハ制限スルコトアルベキ土地建物ニ付防空計畫ノ設定上必要ナル事項ヲ地方長官、防空法第二條ノ規定ニ依リ指定セラレタル市町村長又ハ同法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ニ通知スベシ

前項ノ通知アリタルトキハ之ニ準據シテ防空計畫ヲ設定スベシ

第十四條ノ二 防空計畫ヲ設定スル場合ニ於テハ内務大臣以外ノ主務大臣ハ内務大臣ニ、陸海軍ノ行フ防衛ニ即應セシムル爲必要ナル事項ニ關シテハ主務大臣ニ在リテハ陸軍大臣及海軍大臣ニ、地方官廳ニ在リテハ陸海軍司令官ニ協議スベシ

第十五條 防空計畫ノ認可ヲ爲ス場合ニ於テ陸海軍ノ行フ防衛ニ即應セシムル爲必要ナル事項ニ關シテハ行政官廳ハ陸海軍司令官ニ協議スベシ

第十六條 左ニ掲グル事項ニ關シテハ主務大臣ハ關係各大臣ニ、行政官廳ハ關係地方官廳ニ協議スベシ

一 防空計畫ノ認可ヲ爲ス場合ニ於テ當該計畫中國ニ於テ管理スル土地家屋物件ノ使用ニ關スル事項

二 防空計畫ノ認可ヲ爲ス場合ニ於テ設備又ハ資材ノ整備又ハ供用ニシテ他ノ法令ニ依リ認可又ハ許可ヲ要スルモノニ關スル事項

三 防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル指定及同條第二項ノ規定ニ依ル認可

四 設備又ハ資材ノ整備又ハ供用ニシテ他ノ法令ニ依リ認可又ハ許可ヲ要スルモノニ關スル防空法第五條ノ規定ニ依ル命令

五 建築物(工事中ノモノヲ含ム)ノ除却又ハ改築ニシテ他ノ法令ニ依リ認可又ハ許可ヲ要スルモノニ關スル防空法第五條ノ四又ハ第五條ノ六ノ規定ニ依ル命令

六 防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ニ對スル同法第十條第一項ノ規定ニ依ル命令

七 第七條ノ五第一項ノ規定ニ依ル指定

第十六條ノ二 防空ノ實施ニ際シ内務大臣ハ防空ノ實施ニ付必要ナル事項ヲ他ノ主務大臣ニ、陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ防空ノ實施ニ付陸海軍ノ行フ防衛ニ則應セシムル爲必要ナル事項ヲ主務大臣ニ請求スルコトヲ得

防空ノ實施ニ際シ軍司令官、鎮守府司令長官又ハ警備府司令長官ハ防空ノ實施ニ付陸海軍ノ行フ防衛ニ則應セシムル爲必要ナル事項ヲ關係地方官廳ニ請求スルコトヲ得

緊急ノ必要ニ因リ内務大臣又ハ陸軍大臣、海軍大臣若ハ軍司令官ニ對シ前二項ノ措置ヲ稟請スル暇ナキトキハ地方長官ハ防空ノ實施ニ付必要ナル事項ヲ他ノ地方官廳ニ、師團長、要塞司令官、軍司令官若ハ師團長ノ指定スル司令官又ハ特定ノ艦隊司令

長官若ハ其ノ指定スル指揮官ハ防空ノ實施ニ付陸海軍ノ行フ防衛ニ則應セシムル爲必要ナル事項ヲ地方官廳ニ請求スルコトヲ得

第十六條ノ三 第十六條ノ四乃至第十六條ノ六ニ規定スルモノヲ除クノ外防空法及本令ニ規定スル主務大臣ノ職務ハ内務大臣之ヲ行フ

第十六條ノ四 防空法第二條及第五條並ニ本令第一條ノ二、第十三條、第十四條ノ二、第十六條第四號及第十六條ノ二ニ規定スル主務大臣ノ職務ニ關シテハ左ノ各號ニ掲グル事項ニ付テハ當該各號ノ定ムル所ニ依ル

一 所管大臣ノ指定スル工場又ハ事業場ノ防空ノ實施ニ關シテハ之ニ必要ナル設備又ハ資材ノ整備及偽裝、防彈、分散疎開轉換又ハ應急復舊ノ實施ニ付テハ當該所管大臣

二 船舶ノ防空ノ實施ニ關スル事項ニ付テハ運輸通信大臣但シ碇泊中ノ船舶ニ付テハ第三號ニ掲グルモノヲ除クノ外内務大臣及運輸通信大臣

三 鐵道、自動車交通事業ノ施設、船舶、運輸通信大臣ノ指定スル港灣、航路標識、航空機、航空標識、飛行場又ハ電氣通信施設ノ防空ノ實施ニ關シテハ之ニ必要ナル設備又ハ資材(港灣ニ於ケル消防又ハ防火ニ係ルモノヲ除ク)ノ整備及偽裝、防彈、分散疎開、轉換又ハ應急復舊ノ實施ニ付テハ運輸通信大臣

四 軌道ノ防空ノ實施ニ關シテハ之ニ必要ナル設備又ハ資材ノ整備及偽裝、防彈、分散疎開轉換又ハ應急復舊ノ實施ニ付テハ内務大臣及運輸通信大臣

五 文部大臣ノ指定スル學校ノ防空ノ實施ニ關シテハ之ニ必要ナル設備又ハ資材ノ整備及偽裝、防彈、分散疎開、轉換又ハ應急復舊ノ實施ニ付テハ内務大臣及文部大臣

六 防疫及應急勞務ノ調整ニ關シテハ其ノ實施及實施ニ必要ナル設備又ハ資材ノ整備ニ付テハ厚生大臣

七 非常用物資ノ配給ニ關シテハ其ノ實施及實施ニ必要ナル設備又ハ資材ノ整備ニ付テハ當該物資ノ配給ニ係ル行政ノ所管大臣

八 救護、清掃及給水ニ關シテハ其ノ實施及實施ニ必要ナル設備又ハ資材ノ整備ニ付テハ内務大臣及厚生大臣

九 應急運輸ニ關スル事項ニ付テハ運輸通信大臣

主務大臣前項第一號、第三號又ハ第五號ノ規定ニ依ル指定ヲ爲サントスル場合ニ於テハ内務大臣ニ協議スベシ

第十六條ノ五 防空法第三條第一項及本令第十六條第三號前段ニ規定スル主務大臣ノ職務ニ關シテハ左ノ各號ニ掲グル事項ニ付テハ當該各號ノ定ムル所ニ依ル

一 工場ニ付テハ内務大臣及當該工場ニ係ル行政ノ所管大臣

二 鑛山又ハ電氣、瓦斯若ハ石油ニ關スル事業若ハ施設ニ付テハ内務大臣及軍需大臣

三 鐵道、軌道又ハ電氣通信、海運、自動車交通若ハ航空ニ關スル事業若ハ施設ニ付テハ内務大臣及運輸通信大臣

四 水道ニ付テハ内務大臣及厚生大臣

第十六條ノ六 防空法第五條ノ七及本令第三條ノ二ニ規定スル主務大臣ノ職務ハ第十六條ノ四第一項第一號乃至第四號ニ掲グル施設又ハ之ニ係ル事業ニ關シテハ同條ニ定ムル區分ニ從ヒ所管大臣、總動員物資ニ關シテハ當該物資ノ配給ニ係ル行政ノ所管大臣之ヲ行フ

第十六條ノ四第一項第一號、第二號本文及第三號ニ規定スル所管大臣並ニ前項ニ規定スル總動員物資ノ所管大臣防空法第五條ノ七ノ規定ニ依ル命令ヲ爲サントスル場合ニ於テハ内務大臣ニ協議スベシ

第十六條ノ七 防空法第二條並ニ本令第一條ノ三、第一條ノ四、第十三條、第十四條ノ二及第十六條ノ二ニ規定スル地方官廳ノ職務ハ左ノ各號ニ掲グル事項ニ付テハ當該各號ノ定ムル所ニ依リ、其ノ他ノ事項(第十六條ノ四第一項第一號乃至第五號ニ掲グル事項ニシテ當該各號ニ規定スル所管大臣ノ指定スルモノヲ除ク)ニ付テハ地方長官之ヲ行フ

一 第十六條ノ四第一項ノ規定ニ依リ軍需大臣ノ指定スル鑛山ノ防空ノ實施ニ關シテハ之ニ必要ナル設備又ハ資材ノ整備及偽裝、防彈、分散疎開、轉換又ハ應急復舊ノ實施ニ付テハ鑛山監督局長

二 電氣通信施設ノ防空ノ實施ニ關シテハ之ニ必要ナル設備又ハ資材ノ整備及偽裝、防彈、分散疎開、轉換又ハ應急復舊ノ實施ニ付テハ逕信局長

三 船舶ノ防空ノ實施ニ關スル事項ニ付テハ海運局長但シ碇泊中ノ船舶ニ付テハ第四號ニ掲グルモノヲ除クノ外地方長官及海運局長

四 船舶又ハ第十六條ノ四第一項ノ規定ニ依リ運輸通信大臣ノ指定スル港灣ノ防空ノ實施ニ關シテハ之ニ必要ナル設備又ハ資材（港灣ニ於ケル消防又ハ防火ニ係ルモノヲ除ク）ノ整備及偽裝、防彈、分散疎開、轉換又ハ應急復舊ノ實施ニ付テハ海運局長

五 鐵道ノ防空ノ實施ニ關シテハ之ニ必要ナル設備又ハ資材ノ整備及偽裝、防彈、分散疎開、轉換又ハ應急復舊ノ實施ニ付テハ鐵道局長

六 軌道ノ防空ノ實施ニ關シテハ之ニ必要ナル設備又ハ資材ノ整備及偽裝、防彈、分散疎開、轉換又ハ應急復舊ノ實施ニ付テハ地方長官及鐵道局長

七 應急運輸ニ關スル事項ニ付テハ地方長官及海運局長又ハ鐵道局長

第十六條ノ八 前條各號ニ掲グル事項ニ付テハ當該各號ノ定ムル所ニ依リ、工場又ハ事業場（鑛山ヲ除ク）ニ付第十六條ノ四第一項第一號ニ規定スル事項ニ付テハ同號ニ規定スル所管大臣、

附則

本令ハ防空法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和十二年十月一日ヨリ施行）

附則

本令ハ昭和十六年法律第九十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和十六年十二月二十日ヨリ施行）

防空委員會令ハ之ヲ廢止ス

官廳防空令第五條中「第十條第三項」ヲ「第十條第二項」ニ改ム

附則

本令ハ昭和十八年法律第百四號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和十九年一月九日ヨリ施行）

防空法施行規則

第一條 防空法第五條ノ四ノ建築物ハ左ノ各號ニ掲グルモノトス

一 市街地建築物法施行令第三條第四號ニ掲グル物品ノ製造、貯藏又ハ處理ニ供スル建築物ニシテ建築面積三十平方メートル以上又ハ同一敷地内ノ建築面積ノ合計二百平方メートル以上ノモノ

二 前號ニ掲グルモノノ外地方長官空襲ニ因ル危害ヲ著シク増大スルノ虞アリト認メ命令ヲ以テ指定スル建築物前項ノ建築物ヲ新築（改築及再築ヲ含ム以下同ジ）、増築又ハ移轉セントスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ地方長官ノ指定シタル區域内ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

航空ニ關スル事業又ハ施設ニ付同項第三號ニ規定スル事項ニ付テハ運輸通信大臣之ヲ行フ

防空法第八條ノ五ニ規定スル行政官廳ノ職務ハ地方長官之ヲ行フ但シ運輸通信ニ關スル業務ノ再開又ハ繼續ノ命令ニ係ル職務ハ航空又ハ海運ニ關スルモノニ在リテハ運輸通信大臣、通信ニ關スルモノニ在リテハ逕信局長、鐵道、軌道又ハ小運送ニ關スルモノニ在リテハ鐵道局長之ヲ行フ

防空法第十一條第一項ニ規定スル行政官廳ノ職務ハ內務大臣、陸軍大臣、海軍大臣、文部大臣、厚生大臣、農商大臣、軍需大臣、運輸通信大臣、地方長官、鑛山監督局長、逕信局長、海運局長又ハ鐵道局長之ヲ行フ

第十六條ノ九 東京都ニ在リテハ防空法第五條ノ二乃至第五條ノ四、第五條ノ六、第八條ノ四及第十二條ノ二並ニ本令第三條ノ五乃至第三條ノ八、第三條ノ十一及第十一條中地方長官トアルハ東京都長官トシ、防空法第八條ノ二及前條第二項中地方長官トアルハ警視總監トス

第十七條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本令ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス

町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキ者ニ之ヲ適用ス

第二條 防空法第五條ノ五第一項ノ規定ニ依リ內務大臣一定ノ區域（建築規制區域）ヲ指定シタルトキハ其ノ區域内ニ於テ建築物ヲ新築又ハ増築セントスル者ハ地方長官ノ定ムル所ニ依リ其ノ許可ヲ受クベシ但シ第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキモノニ付テハ同條ノ規定ニ依ル

第三條 防空法第五條ノ五第一項ノ規定ニ依リ內務大臣一定ノ區域（工場規制區域）ヲ指定シタルトキハ其ノ區域内ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル建築物ヲ新築又ハ増築セントスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

一 建築面積ノ合計二千平方メートルヲ超過スル工場

二 常時使用スル原動機馬力數ノ合計二百ヲ超過スル工場

前項ノ區域内ニ於テ特ニ內務大臣ノ指定スル區域ニ付テハ前項ノ規定ハ左ノ各號ニ掲グル建築物ニ之ヲ適用ス

一 建築面積ノ合計六百平方メートルヲ超過スル工場

二 常時使用スル原動機馬力數ノ合計五十ヲ超過スル工場

第四條 防空法第五條ノ五第二項ノ規定ニ依リ內務大臣ノ指定スル地域内ニ於テハ建築物ハ左ノ各號ニ掲グルモノヲ除クノ外之ヲ新築又ハ増築スルコトヲ得ズ

一 農業、林業又ハ畜産業ヲ營ム者ノ業務又ハ居住ノ用途ニ供スル建築物

二 公園、運動場ノ類ノ施設ニ附隨スル建築物

三 防空上必要ナル施設ノ用途ニ供スル建築物

四 前各號ニ掲グルモノノ外防空上空地ノ效用ヲ害スル虞ナシト認メラルル建築物

前項各號ニ掲グル建築物ヲ新築又ハ増築セントスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ地方長官ニ於テ別段ノ定ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 第一條第二項、第三條又ハ前條ノ規定ノ適用ニ付テハ新ニ建築物ノ用途ヲ定メ又ハ建築物ヲ他ノ用途ニ變更スルトキハ其ノ用途ニ供スル建築物ヲ新築スルモノト看做ス

第六條 土地工作物管理使用收用令施行規則第一條ノ第三項、第一條ノ四、第二條、第三條（第二項第七號及第三項第七號ヲ除ク）、第七條、第八條及第九條ノ規定ハ防空法第五條ノ八ノ規定ニ依リ地方長官土地、工作物又ハ物件ヲ收用又ハ使用スル場合ニ之ヲ適用ス

第六條ノ二 地方長官收用令書又ハ使用令書ヲ送達シタル後收用又ハ使用ニ關スル處分ヲ必要トセザルニ至リタルトキハ遲滞ナク收用又ハ使用ノ取消令書ヲ送達スベシ

第六條ノ三 收用又ハ使用スベキ物件ハ收用又ハ使用ノ時期ニ其ノ所在ノ場所ニ於テ之ヲ地方長官ニ引渡スベシ

第六條ノ四 防空法第五條ノ九ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定スル區域（轉入規制區域）内ヘ轉居セントスル者ハ現住地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シテ其ノ區域ヲ管轄スル地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ内務大臣ノ定ムル者及別記様式ノ證明書ヲ所持スル

スベキ世帯員ノ範圍

四 其ノ他必要ト認ムル事項

第六條ノ八 防空法施行令第三條ノ八ノ規定ニ基キ地方長官ノ爲ス其ノ許可ヲ受クベキ旨ノ命令ニ依リ許可ノ申請ヲ爲シタル場合ニ於テ經由行政廳許可ノ申請書ヲ受取りタル日ノ翌日より起算シ二十日以内ニ地方長官又ハ經由行政廳其ノ申請ニ關シ申請者ニ對シ文書ニ依リ指令又ハ照會ヲ發セザルトキハ其ノ期間満了ノ日ニ於テ許可アリタルモノト看做ス

防空法施行令第三條ノ八ノ規定ニ依リ地方長官ノ爲ス貸付クベキ旨ノ命令ハ貸付ヲ受ケントスル者ノ申請ニ依リ之ヲ爲スベシ

第六條ノ九 防空法施行令第三條ノ十ノ規定ニ依リ買取ノ請求ハ同令第三條ノ八又ハ第三條ノ九ノ規定ニ依リ貸付ノ命令アリタル後一年ヲ經過シタル後ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第六條ノ十 地方長官防空法施行令第三條ノ十一ノ規定ニ依リ公共團體其ノ他内務大臣ノ指定スル者ニ對シ建築物ノ讓渡ヲ命ズルトキハ併セテ當該ノ公共團體其ノ他内務大臣ノ指定スル者ニ對シ當該建築物ノ讓受ヲ命ズルコトヲ得

第六條ノ十一 地方長官防空法施行令第三條ノ十二第二項（同令第七條ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ決定ヲ爲ス場合ニ於テハ期間ヲ指定シテ當事者ニ意見書提出ノ機會ヲ與フベシ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ謄本ヲ當事者ニ交付スベシ

者ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條ノ五 防空法第五條ノ九ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定スル區域（營業規制區域）内ヘ營業所其ノ他ノ業務ノ場所ヲ移轉シ又ハ其ノ區域内ニ於テ營業所其ノ他ノ業務ノ場所ヲ新設セントスル者ハ其ノ區域ヲ管轄スル地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ内務大臣ノ定ムル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條ノ六 防空法施行令第三條ノ五、同令第三條ノ七第一項及本令第六條ノ四第一項ニ規定スル轉居ハ居住ノ場所ヲ移轉スルヲ謂ヒ旅行又ハ一時ノ滞在ヲ含マザルモノトス

同一區域（轉入規制區域）内ニ於ケル滞在六十日ヲ超ユルトキ（九十日ヲ通ジ滞在日數六十日以上ニ互ハトキヲ含ム）ハ一時ノ滞在ト認ムベキ正當ノ事由アル場合ヲ除キ防空法施行令第三條ノ五及本令第六條ノ四第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ滞在ヲ轉居ト看做ス

第六條ノ七 防空法第五條ノ九ノ規定ニ依リ轉居又ハ移轉ノ命令ハ地方長官ニ之ヲ通達シ地方長官ハ轉居令書又ハ移轉令書ヲ交付シテ之ヲ行フ

前項ノ轉居令書又ハ移轉令書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
一 命令ヲ受クベキ者ノ氏名、居住又ハ業務ノ場所

二 轉居又ハ移轉ヲ爲スベキ時期

三 世帯主ニ對シ轉居ヲ命ズル場合ニ於テハ之ニ隨伴シテ轉居

第六條ノ十二 第一條第二項、第二條、第三條、第四條第二項、第六條ノ四第一項、第六條ノ五ノ規定ニ依リ許可ノ申請ニ關シ必要ナル事項ハ地方長官ノ定ム

第七條 長方長官防空法第六條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ内務大臣ノ定ムル學校ノ學生生徒ヲ防空ノ實施ニ從事セシムル場合ニ於テハ豫メ當該學校長ノ意見ヲ徵スベシ

第八條 防空法施行令第四條ノ四ノ規定ニ依リ從事令書又ハ指定書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
一 命令又ハ指定ヲ受クベキ者ノ氏名、出生ノ年月日及居住ノ場所

二 從事スベキ防空業務及場所
三 從事スベキ期間

四 其ノ他必要ト認ムル事項

第九條 防空法第八條ノ二ノ規定ニ依リ地方長官ハ左ノ各號ニ掲グル警報ヲ發スル設備又ハ裝置ノ使用ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

一 空襲警報、空襲警報解除又ハ警戒警報ノ信號ニ類似スル警報

二 航空機ノ爆音ニ類似スル音響

三 監視ヲ著シク妨害スル虞アル音響

四 前各號ニ掲グルモノノ外防空ノ實施上禁止又ハ制限スル必要アリト認ムル音響

第九條ノ二 防空ノ實施ニ際シ緊急ノ必要アルトキハ防空法第八條ノ三及同法施行令第七條ノ三ノ規定ニ依ル内務大臣ノ職權ハ地方長官モ亦之ヲ行フコトヲ得

第九條ノ三 第六條ノ八ノ規定ハ防空法施行令第七條ノ四ノ規定ニ基キ同令第三條ノ八ノ規定ノ準用ニ依リ地方長官ノ許可ヲ申請シタル場合又ハ地方長官貸付クベキ旨ノ命令ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第十條 防空ノ實施ニ際シ緊急ノ必要アルトキハ地方長官ハ防空法第八條ノ六ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ヲ爲スコトヲ得

第十一條 防空法第八條ノ六ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ハ地域、期間、移動ノ方法等ヲ定メ之ヲ爲スコトヲ得

第十二條 左ノ各號ニ掲グル者ニシテ當該建築物ニ付空襲ニ因ル火災ノ危險ヲ生ジタル現場ニ在ルモノハ防空法第八條ノ七第一項ノ規定ニ依ル應急防火ヲ爲スベシ

一 建築物ノ管理者、所有者又ハ居住者

二 建築物内ニ勤務、就業又ハ修業ノ場所ヲ有スル者

防空法施行令第七條ノ二第一項各號ニ掲グル者其ノ他正當ノ事由アル者ハ防空法第八條ノ七第一項ノ規定ニ依ル應急防火又ハ同條第二項ノ規定ニ依ル應急防火ノ協力ヲ爲スコトヲ要セズ

第十三條 防空法第十條ノ二ノ規定ニ依リ講習ヲ受クベキ者ノ範圍、講習ノ期間及内容等ニ關シ必要ナル事項ハ内務大臣ノ決定ム

機トス但シ當該物件又ハ施設ノ管理者アルトキハ契約等ニ依リ特別ノ定アル場合ヲ除クノ外所有者及管理者ノ共同ノ負擔トス

防空法第十五條第四項ノ規定ニ依リ事業ニ關スル措置ヲ爲スニ要スル費用ハ當該事業ノ事業主ノ負擔トス

第十五條 東京都ニ在リテハ第六條乃至第六條ノ三、第七條及第十三條ノ二中地方長官アルハ警視總監ヲ含ムモノトシ第九條ノ第九條ノ二及第十條中地方長官アルハ警視總監トス

附則

本令ハ昭和十六年法律第九十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和十六年十二月二十日ヨリ施行）

附則

本令ハ昭和十八年法律第百四號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和十九年一月九日ヨリ施行）

一、建物利用統制規則

◎東京都令第十五號 昭一九・二・一九

防空法第五條ノ十及第八條ノ四ノ施行ニ關スル件左ノ通定ム

第一條 防空法第五條ノ十及第八條ノ四並ニ同法施行令第三條ノ八及第七條ノ四ニ依ル許可又ハ届出ニ付必要ナル事項ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ依リ都長官ニ提出スベキ申請書又ハ届書ハ建築物

第十三條ノ二 防空法第十三條ノ規定ニ依ル損失補償ヲ請求セントスル者ハ使用ノ場合ニ在リテハ使用ノ期間満了シ又ハ使用ヲ廢止シタル後、收用ノ場合ニ在リテハ收用アリタル後、其ノ他ノ措置ノ場合ニ在リテハ其ノ措置アリタル後各六月以内ニ補償請求ノ事由、補償請求額其ノ他必要ト認ムル事項ヲ記載シタル損失補償請求書ヲ地方長官ニ提出スベシ但シ使用ノ場合ニ在リテハ使用ノ期間一月ヲ經過スル毎ニ其ノ經過シタル期間ノ分ニ付直ニ損失補償請求書ヲ提出スルコトヲ得

防空法施行令第三條ノ四ニ於テ準用スル土地工作物管理使用收用令第六條ノ規定ニ違反シテ同條ニ掲グル行爲ヲ爲シタル者ニ對シテハ之ニ係ル損失ノ補償ヲ爲サザルコトヲ得

防空法施行令第三條ノ四ニ於テ準用スル土地工作物管理使用收用令第十六條第一項ノ規定ニ依ル移轉ニ係ル補償ヲ請求セントスル者ハ當該物件ヲ移轉シタル後六月以内ニ移轉ノ時期及場所、補償請求ノ事由、補償請求額其ノ他必要ト認ムル事項ヲ記載シタル損失補償請求書ヲ地方長官ニ提出スベシ但シ命令アリタル後移轉ノ時期前ニ於テ補償ノ請求ヲ爲スコトヲ妨ゲズ

損失補償請求書ニハ損失補償算出明細書ヲ添附スベシ受領證書ノ交付ヲ受ケタル場合ナルトキハ尙其ノ寫ヲ添附スルコトヲ要ス

第十四條 防空法第十五條第四項ノ規定ニ依リ物件又ハ施設ニ關スル措置ヲ爲スニ要スル費用ハ當該物件又ハ施設ノ所有者ノ負

所在地所轄區役所又ハ地方事務所（八王子市ノ區域ニ在リテハ南多摩地方事務所、立川市ノ區域ニ在リテハ北多摩地方事務所）ヲ經由スベシ

第三條 申請又ハ届ヲ爲ス者未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人、準禁治產者ナルトキハ其ノ保佐人妻ナルトキハ其ノ夫ノ連署ヲ要ス

第四條 申請又ハ届ヲ爲ス者法人ナルトキハ其ノ名稱、事務所所在地及代表者ノ住所氏名ヲ記載スベシ申請書、届書ニ記載スベキ氏名法人ナルトキ亦同ジ

第五條 建物ノ所有者又ハ管理者ハ其ノ所有又ハ管理スル建物室家トナリタルトキ若ハ自家用ニ非ザル建物ノ建築工事竣工シタルトキハ五日以内ニ其ノ旨届出ツベシ但シ第七條ノ規定ニ依リ許可申請ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 建物ノ所有者又ハ管理者室家ヲ新ニ貸付セントスルトキ又ハ住宅（店舗、事務所、營業所等ニ併用スルモノヲ含ム）ノ借主ヲ變更セントスルトキハ都長官ノ許可ヲ受クベシ

第七條 前條ノ許可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シタル申請書正副二通ヲ提出スベシ

一 所有者又ハ管理者ノ住所及氏名

二 建物所在地ノ地名番號

三 建物内居住室及疊數（疊數以外ノ居住室ニ付テハ其ノ室面

積)

- 四 專用住宅、店舗併用住宅、工場併用住宅又ハ其ノ他ノ併用住宅等ノ別
- 五 家賃、敷金等
- 六 借主ノ現住所、氏名、年齢及借主ト共ニ轉居スベキ世帯員ノ氏名、年齢、借主トノ續柄
- 七 借主ノ轉居ノ理由
- 前項以外ノ事項ニ付必要アリト認ムルトキ更ニ書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ
- 第八條 疎開事業ニ因リ除却ヲ命ゼラレタル建築物ノ居住者ニシテ疎開區域内ニ居住ノ要アル旨ノ都長官ノ證明アル者ニ貸付スル場合ニ於テハ第六條ノ許可ハ之ヲ要セズ
- 前項ノ場合ニ於テ其ノ所有者又ハ管理者ハ貸付ノ日ヨリ五日以内ニ前項ノ證明ヲ添ヘ都長官ニ其ノ旨届出ヅベシ
- 第九條 共同住宅、寄宿舎、旅館ノ類又ハ俱樂部、集會所、興行場、料理屋、待合ノ類ヲ其ノ用途以外ノ用途ニ供セントスルトキハ建物ノ所有者又ハ管理者ハ左ノ事項ヲ具シ用途變更ノ二十日以前ニ都長官ニ届出ヅベシ
 - 一 所有者又ハ管理者ノ住所及氏名
 - 二 建物所在地ノ地名番號
 - 三 建物ノ現用途及變更セントスル用途
 - 四 建物内居住室ノ室數及疊數(疊數以外ノ居住室ニ付テハ其

ノ室面積)

- 五 建物ノ價格、家賃、敷金等
- 六 用途ヲ變更セントスル理由
- 第十條 防空法施行令第三條ノ八第一項各號ノ建物ノ除却改築又ハ移築(命令ニ因ルモノヲ除ク)ヲ行ハントスルトキハ建物ノ所有者ハ其ノ事項ヲ具シ都長官ノ許可ヲ受クベシ
 - 一 所有者ノ住所及氏名
 - 二 建物所在地ノ地名番號
 - 三 建物内居住室ノ室數及疊數(疊數以外ノ居住室ニ付テハ其ノ室面積)
 - 四 建物ノ現用途
 - 五 建物ノ價格、家賃、敷金等
 - 六 除却(改築、移築)ノ理由
 - 七 移轉先
- 第十一條 第七條及前條ノ許可申請ニシテ支障ナシト認メタルトキハ申請書副本ニ別記第一號様式ノ許可證印ヲ押捺シテ申請者ニ交付ス
- 前項ノ許可ニ付必要アリト認ムルトキハ條件ヲ附スルコトアルベシ
- 第十二條 本令ニ依リ許可ヲ受ケ又ハ届出ヲ爲シタル建物ニ付其ノ貸付若ハ用途ノ變更又ハ除却、改築若ハ移築ヲ行ハザルニ至リタルトキハ速ニ其ノ旨届出ヅベシ

第十三條 本令ニ依リ許可ヲ受ケ又ハ届出ヲ爲シタル建物ニ付左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ

届出ノ效力ヲ失ハシムルコトアルベシ

一 虚偽ノ申請又ハ届出ヲ爲シタルコト判明シタルトキ

二 許可又ハ届出アリタル後二月ニシテ尙其ノ許可又ハ届出アリタル方途ニ據ラザルトキ

第十四條 本令施行ノ區域及其ノ適用ノ區分ハ別ニ之ヲ定ム

附則

- 第十五條 本令ハ昭和十九年二月二十一日ヨリ之ヲ施行ス
- 第十六條 本令施行ノ際ニ於ケル空家ノ所有者又ハ管理者ハ本令施行ノ日ヨリ五日以内ニ第五條ノ規定ニ準ジ其ノ旨届出ヅベシ
- 但シ第七條ノ許可申請ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第十七條 官公署又ハ會社ノ所有スル建物ニシテ本令施行ノ際現ニ當該官公署又ハ會社ノ職員若ハ勞務者等ノ居住ノ用ニ供スルモノニ付テハ第六條ノ規定ハ之ヲ適用セズ
- 前項ノ建物ニ付テハ其ノ所有者又ハ管理者ハ本令施行ノ日ヨリ二十日以内ニ都長官ニ其ノ旨届出ヅベシ

一二、決戦非常措置要綱 一九二・二五

閣議決定

決戦の現段階に即應し國民即戰士の覺悟に徹し國を擧げて精進刻苦その總力を直接戦力増強の一點に集中し、當面の各緊要施策

の急速徹底を圖るの他先づ左の非常措置を講ず。

一、學徒動員態勢の徹底

(一) 原則として中等學校程度以上の學生生徒は總べて今後一箇年常時これを動勞その他非常任務にも出勤せしめ得る組織的態勢に置き必要に應じ隨時活潑なる動員を實施す。

(二) 理科系のものはその専門に應じ概ねこれを軍關係工場、病院等の職場に配置して動勞に従事せしむ。

(三) 學校校舍は必要に應じこれを軍需工場とし又は軍用非常倉庫用、非常病院用、避難住宅用その他緊要の用途に轉用。

二、國民動勞體制的刷新

職業轉換、適正配置並に動勞管理特に學徒、女子および應徵者等に關する受入體制的の急速なる刷新強化を圖るとともに、家庭の根軸たる者を除く女子の女子挺身隊強制加入の途を拓きかつこれに即應して官廳側の指導、斡旋、保護の充實に遺憾なからしむ。

右に關聯し速に動員機構を整備し特に軍動員との關係の緊密化を圖る。

三、防空體制的の強化

(一) 重要工場に付能ふ限りの防空施設を行ふと共に、工場防空組織を完備する等工場防空の急速なる強化を圖る。

(二) 空襲被害極限等に付ての準備訓練を徹底す。

(三) 空襲による物的被害の修理復舊、食糧配給の確保、救護空襲時用簡易住宅の建設等空襲時の善後措置に關する準備の急速

完成を圖る。

(4) 一般疎開の實施を強度に促進すると共に、第二次官廳疎開、脆弱木造官廳建物の移轉除却、統制會又は團體建物及地方會社出張所、社交俱樂部等の整理を行ふ。

(5) 養老院、精神病院、刑務所等(生産に影響なきもの)は極力速に地方に疎開または整理せしむ。

(6) 前各項の外防空並に疎開に付急速徹底せる各般の措置を講ず。

四、簡素生活徹底の覺悟と食糧配給の改善整備

(1) 時局突破のためには國民生活を徹底的に簡素化し、第一線將兵の困苦缺乏を偲び如何なる生活にも耐ふるの覺悟を固めしむ。

(2) 大都市における當面食糧の配給の改善特に少年等に對するものに付格段の措置を講ず。

(3) 諸縣の乾燥、魚類の鹽漬等食糧の加工貯藏を徹底す。

五、空地利用の徹底

家庭、隣組、學校生徒、青少年團、壯年團、産業救國會その他を動員し、特に大都市における公園、庭園、花卉園等は勿論、校庭工場周邊空地その他の空閑地は徹底的に之を食糧作物に利用せしむ。

六、製造禁止品目の擴大と規格統一の徹底

製造禁止品の範圍を擴大すると共に規格の統一を徹底す。

裁判檢察の迅速化を徹底し特に時局犯罪に對する迅速處理の途方を講ず。

一三、保有物資の積極的活用

廣く官公署、會社、家庭等における保有物資の積極的な活用供出を圖る(之がため例へば各官公署、會社等における物資の保存年限等を極度に短縮す)

一四、信賞必罰と査察の強化

官吏、公務員その他時局産業關係者等につき信賞必罰を徹底徹底的に行ふとともに行政の全般にわたり強力なる査察を實施す。

一五、官廳休日を縮減し常時執務の態勢を確立す

(附) 皇國隆替の岐路に際し、學國必勝の信念に徹底し國民總動員體制を強化し、眞にその總力を竭して戦力増増、食糧増産夫々の職域に邁進すると共に、時局突破の爲國民生活を徹底的に簡素化し凡ゆる忍耐を覺悟するの眞摯熱烈なる國民運動の展開を期待するものとす。

一三、疎開促進に關する閣議決定

昭一九・三・三

一、一般疎開促進要綱

決戦非常措置要綱に基き、一般疎開は左の通り強度に促進する。

一、建築物疎開は最大限繰り上げて實施する方針で、戦時非常措置にふさはしい強行手段で極力その進行を速める。

七、高級享樂の停止

高級料理店、待合は之を休業せしめ、又高級興行歡樂場等は一時之を閉鎖し、その施設は必要に應じ之を他に利用すると共にその關係者は時局に即應して之が活用を圖る。

八、重點輸送の強化

旅行を徹底的に制限し、線路の轉用を強化し、以て戦力増強並に防空疎開に必要な輸送を強化す。

九、海運力の刷新強化

海運行政の刷新強化を行ふと共に、船舶建造の急速増加と船舶運航效率の劃期的向上とを圖り、以て海運力の徹底的増強を圖る。

一〇、平時的又は長期計畫的事務及事業の停止

官廳、公共團體その他の標記事務及事業は差當り一年間は全部これを停止し、又は保存に必要な最小限度の範圍に縮小し、其の職員は他の緊要事務に之を充當す。

なほ右に即應し原則として差當り一年間官廳新規管繕工事はこれを休止し、又諮問的委員會の停止等を行ふものとす。

一一、中央監督事務の地方委任

中央各官廳の許認可等監督的業務は差當り一年間原則として總てこれを夫々の地方官廳又は官吏に委任し、要すれば豫め大綱を準則的に指示し、又は事後報告を徴するものとす。

一二、裁判檢察の迅速化

二、人員疎開は建築物疎開の繰り上げ施行によつて輸送が繁忙になる事情を考へて最も有效適切な方法によつて重點的、計畫的に指導する。

三、前二項に基いて帝都疎開促進要綱は別に決められる通りであるが、他の疎開區域でも各區域の實情に加味しつつ概ねこれに準じた措置がとられる。

四、施設疎開は所管の各省で三月二十日までには具體案を樹て防空總本部に提出する。

二、帝都疎開促進要綱

【建築物疎開】

(一) 建物補償の迅速決定—補償額を速く決めるため最も簡單明瞭な評價規程を採つて評價員を充實するため内務、大藏、逓通各省、廳府縣金融機關、住宅營團等からも應援させる。

(二) 居住者の立退き移轉

(イ) 疎開區域外に轉出または縁故先その他家屋空間の斡旋供給によつて移轉させるのを原則とするが、特に左の措置を講じる。

(1) 世帯員を疎開區域外に轉出させて業務の必要上殘留する者については適當な合宿などの施設を作らせる。

(2) 居住者の一時收容を圖るため一定期間に限つて寺院公會堂、休業料理店、待合または旅館、下宿屋、客店舗などに割り當てる。

- (3) 必要に應じて家財は都で買収しまたは學校校舍等、院、休業劇場、刑務所などを一時の置き場に開放する。
- (ロ) 收容家屋の斡旋供給に就ては家屋空間の供出強化、店舗、料理店、待合などを改造して住宅にする。
- (ハ) 移轉輸送に就ては學生、生徒などの勤勞動員を最高度に活用するとともに牛馬荷車などを徹底的に利用する。
- (ニ) 家屋の斡旋供給移轉輸送については建築物疎開による轉出者を優先取扱ひをする。
- (三) 除却作業
- (イ) 最短期限内に疎開を完了するやう作業を進める。
- (ロ) 大工、鳶、人夫など専門勞務者を統制して計畫的に配置する外、學生、生徒、一般勤勞報國隊、力士などを動員して人力不足を補ふ。

【人員疎開】

一、受人體制の整備

- (一) 疎開者受人體制を整へて受人れについての手配を計畫的にする。
- (二) 疎開該當者の縁故先が積極的に引取るやうにしむける、特に老幼者と要保護者を引きとらずやうに促す。
- (三) 疎開該當者が地方農村に歸農するやう農村の方から呼び寄せるやう計畫する。
- (四) 疎開人が地方勞務を助けるやうにさせる。

- (五) 人員の移轉に伴ふ食糧その他の物資の配給を調整する。
- 二、輸送上の處置
- (一) 鐵道、小運送、小運搬を通じて計畫優先輸送を強化する。
- (二) 家財の輸送に必要な制限を行ふとともに都では不用物件の買入れを擧げる。
- (三) 荷造用資材、輸送勞力、荷車、リヤカーなどの供出動員を擴大する。
- 三、轉出先家屋、空間の供出強化
- (一) 供出運動を徹底的に行ふ。
- (二) 農村家屋、餘裕のある家屋店舗、料理屋などの改造を擴大する。
- (三) 建築物利用の統制地域を擧げる。
- 四、殘留者の簡易生活化、各職域で疎開家庭の殘留者の合宿など決戦簡易生活化を講じさせる。

【資材と經費】

一、所要資材は急速に充足する。

- 二、所要經費についてはすでに計上された額による外、要すれば東京都が適當の處置を講じて國庫が助成するやうに計らせる。

【機構の充實】

平時的な事務をやめたり、その他の方策によつて生ずる餘つた職員を疎開事務に振り當けるとともに他府縣、他官廳その他の協力應援を行ひ、特に建築物疎開の事業所を充實強行する。

都市疎開に關する資料 (下)

- 一、國土計畫設定要綱……二、工業規制地域及工業建設地域……三、國土防衛強化に關する閣議決定……四、都市防空措置に關する意見……五、空地帶及防空空地の設定……六、國內態勢強化方策……七、都市疎開實施要綱……八、疎開地の指定……九、疎開地新築禁止令……一〇、防空法・防空法施行令及施行規則……一一、建物利用統制規則……一二、決戦非常措置要綱……一三、疎開促進要綱(以上前月號)……一四、東京都移轉獎勵金交付規程……一五、防空法施行規則に依る移轉費支給額……一六、大阪府都市疎開移轉獎勵金交付規則……一七、疎開移轉費交付規程(內務省令)……一八、名古屋府都市疎開地方轉出移轉獎勵金交付規則……一九、東京都衣料保管要綱……二〇、東京都衣料保管手数料條例……二一、帝都建物統制規則……二二、京濱地域人員疎開の措置要領……二三、疎開地の指定(ハの二、追加)

一四、東京都移轉獎勵金交付規程

昭一九二二三

東京都移轉獎勵金交付規程

◎東京都告示第百二號

東京都移轉獎勵金交付規程左ノ通定ム

- 第一條 人員疎開ニ依ル地方轉出者ニ對シテハ本規程ノ定ムルニ依リ移轉獎勵金ヲ交付ス 但シ別表ノ區域ニ轉出スル者ニ對シテハ之ヲ交付セズ

第二條 移轉獎勵金ハ左ニ掲グル者ニシテ世帯ヲ單位トシテ轉出

ス者ニ對シテ之ヲ交付ス 但シ轉出ニ付別ニ移轉費、旅費等
支給ヲ受クルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 都民税二圓以下ノ者及都民税免除者

二 入營、應召軍人ノ遺家族

三 被徵用者ノ遺家族

四 其ノ他必要ト認ムル者

前項第二號及第三號ノ家族トハ主タル生計維持者ガ入營應召又
ハ徵用セラレタル家族ヲ謂フ

第三條 世帯單位トハ左ノ各號ノ條件ヲ具備スル場合ヲ謂フ

一 世帯員ノ半數以上ナルコト

二 生活必需家財ノ大部ノ移轉ヲ伴フコト

第四條 移轉獎勵金ハ轉出世帯員數五人以上ノ場合ハ三百圓トシ

四人以下ノ場合ハ二百圓トス

第五條 移轉獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ移轉獎勵金交付申

請書ヲ現住地區長ニ提出スベシ

第六條 區長前條ノ申請ニ對シ交付ノ決定ヲ爲シタルトキハ申請
者ニ對シ其ノ旨通知スベシ

第七條 移轉獎勵金ノ交付ヲ受ケ三月以内ニ轉出セザル者其ノ他
移轉獎勵金交付ノ趣旨ニ違反シタル者ニ對シテハ移轉獎勵金交
付ノ決定ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル移轉獎勵金ノ返還ヲ命ズ
ルコトアルベシ

第八條 移轉獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者地方轉出ヲ完了シタルト

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

距離	五〇杆	一〇〇杆	五〇〇杆	一、〇〇〇杆	一、〇〇〇杆以上
世帯員數	未滿	未滿	未滿	未滿	未滿
一 人	100	100	100	100	100
二 人	200	200	200	200	200
三 人	300	300	300	300	300
四 人	400	400	400	400	400
五 人	500	500	500	500	500
六 人	600	600	600	600	600
七人以上	700	700	700	700	700

一六、大阪市都市疎開移轉獎勵金

交付規則

昭一九・三・一〇

◎大阪市規則第一號

大阪市都市疎開移轉獎勵金交付規則

第一條 本市住民ニシテ都市疎開ノ爲地方へ轉出スル者ニ對シテ

ハ本規則ノ定ムル所ニ依リ移轉獎勵金ヲ交付ス

第二條 移轉獎勵金ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者世帯ヲ單位トシ
テ轉出スルトキ其ノ世帯主ニ之ヲ交付ス

キハ其ノ地ノ市町村長ヲ經テ原住地區長ニ届出ヅベシ
第九條 本規程施行ニ關シ必要ナル様式ハ別ニ之ヲ定ム
附 則
第十條 本規程ハ昭和十九年一月一日ヨリ之ヲ適用ス
別表

疎開區域其ノ他指定重要區域

地 域 別	疎 開 區 域	其ノ他指定重要區域
京 濱 地 域	東京都區部、横濱市	立川市、川口市、
阪 神 地 域	大阪市、神戸市	横須賀市、
名古屋地城	名古屋市	京都市、堺市、布施市、西宮市、御影市
北九州地城	門司市、小倉市、戸畑市、若松市、八幡市	下關市

一五、防空法施行規則に依る移轉

費支給額

昭一九・三・二

◎東京都令第十七號

防空法施行規則第十三條ノ三ノ規定ニ依ル移轉費ハ別
表ニ掲グル金額ノ範圍内ニ於テ之ヲ支給ス 但シ區ノ存
スル區域内ニ於ケル移轉ノ場合ニ於テハ五十杆未滿ハ該
當金額ノ八割以内トス

一 市民税二圓以下ノ者及市民税免除者

二 入營、應召軍人及被徵用者ノ遺族

三 主タル生計維持者ガ入營、應召又ハ徵用セラレ居ル家族

四 其ノ他前各號ニ準ズル者

第三條 轉出者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ移轉獎勵金ハ之ヲ
交付セズ

一 建築物ノ除却ニ依リ轉出スルトキ

二 當該轉出ニ付別ニ移轉費、旅費等ノ支給ヲ受クルトキ

三 別表ニ掲グル地域へ轉出スルトキ

四 其ノ他移轉獎勵金ノ交付ヲ不適當ト認ムルトキ

第四條 移轉獎勵金ノ交付額左ノ如シ

一 轉出世帯員數五人以上ノトキ 一世帯ニ付 三百圓

二 同 四人以下ノトキ 同 二百圓

第五條 移轉獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ別紙第一號様式ノ
申請書ニ地方轉出證明書ヲ添ヘ現住地區長ニ提出スベシ

移轉獎勵金ハ區役所ニ於テ之ヲ交付ス

第六條 移轉獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者轉出員數ヲ變更シ又ハ前
項ノ場合交付ヲ受ケタル移轉獎勵金ニ過不足ヲ生ジタルトキハ

之ヲ返還シ又ハ追給ノ申請ヲ爲スベシ

第七條 詐偽又ハ不正ノ手段ヲ以テ移轉獎勵金ノ交付ヲ受ケタル
トキハ之ヲ返還セシム

第八條 移轉獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者地方轉出ヲ完了シタルト

キハ別紙第二號様式ノ轉出完了届ヲ轉出先地方町村長ヲ經由シ
原住地區長ニ提出スベシ

附 則

本規則ハ昭和十九年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
別表

一 他ノ疎開區域

- 京濱地域 東京都區部、横濱市、川崎市
- 阪神地域 神戸市、尼崎市
- 名古屋地域 名古屋市
- 北九州地域 門司市、小倉市、戸畑市、若松市、八幡市
- 指定重要都市

- 東京都 立川市
- 埼玉縣 川口市
- 神奈川縣 横須賀市
- 大阪府 堺市、布施市
- 兵庫縣 西宮市、御影町
- 京都府 京都市
- 山口縣 山口市

「別紙第一號、第二號様式略」

一七、疎開移轉費交付規程 昭一九・二・一七

◎内務省令第十號

定ム

▲名古屋市規則第二號

名古屋市都市疎開地方轉出移轉獎勵金交付規則

- 第一條 本規則ニ於テ名古屋市都市疎開地方轉出移轉獎勵金（以下單ニ移轉獎勵金ト稱ス）ト稱スルハ人員疎開ノ勸奨ニ依リ市外ニ轉出スル者ニ對シ交付スル獎勵金ヲ謂フ
- 第二條 移轉獎勵金ハ世帯ヲ單位トシテ轉出スル者ニ對シ豫算ニ定ムル範圍内ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合其ノ世帯主ニ之ヲ交付ス
 - 一 轉出者ガ市民税二圓以下ノ納付者又ハ市民税免除者タル場合
 - 二 轉出者ガ入營、入團、應召軍人、軍屬並ニ應徵者ノ遺族タル場合
 - 三 主タル生計維持者ガ入營、入團、應召軍人、軍屬並ニ應徵者タル場合ニ於テ其ノ者ノ家族ガ轉出スル場合
 - 四 其ノ他市長ニ於テ轉出者ガ前各號ニ準ズベキモノト認ムル場合
- 第三條 移轉獎勵金ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ交付セズ
 - 一 轉出先ガ別表ニ掲グル區域内ナルトキ
 - 二 當該轉出ニ付別ニ移轉旅費等ノ支給ヲ受クルトキ
 - 三 其ノ他交付スル必要ナシト認ムルトキ

防空法施行規則中左ノ通改正ス

第十三條ノ三 防空法第十二條ノ二ノ規定ニ依リ同法第五條ノ六ノ規程ニ依ル處分ニ因リ住居ヲ轉ズルニ至リタル者ニ對シ支給スル移轉費ノ額ハ別表ニ掲グル金額ノ範圍内ニ於テ地方長官之ヲ定ム

別記様式ノ次ニ左ノ別表ヲ加フ

距離	五〇軒未滿	二〇〇軒未滿	五〇〇軒未滿	一、〇〇〇軒未滿	一、〇〇〇軒以上
世帯員數					
一人	100円	100円	100円	100円	200円
四人以下	100円	100円	100円	100円	100円
六人以下	100円	100円	100円	100円	100円
七人以上	100円	100円	100円	100円	100円

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一八、名古屋市都市疎開地方轉出移轉獎勵金交付規則

名古屋公報第八一二號

名古屋市都市疎開地方轉出移轉獎勵金交付規則左ノ通

第四條 移轉獎勵金ハ左ノ區分ニ依リ之ヲ交付ス

- 一 轉出世帯人員四人以下ノ場合 一世帯ニ付 二百圓
- 二 轉出世帯人員五人以上ノ場合 一世帯ニ付 三百圓
- 第五條 移轉獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ都市疎開地方轉出證明書ヲ提示シテ區長ニ申請書（第一號様式）ヲ提出スベシ
- 第六條 移轉獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者轉出ヲ爲サザルニ至リタルトキ又ハ轉出員數ヲ變更シタルトキハ其ノ旨區長ニ届ケ出ルト共ニ既ニ交付ヲ受ケタル移轉獎勵金ヲ返還シ若ハ過不足アルトキハ返還追給ノ申請ヲ爲スベシ
- 第七條 詐偽又ハ不正ノ手段ヲ以テ移轉獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ獎勵金ヲ返還セシム
- 第八條 移轉獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者地方轉出ヲ完了シタルトキハ其ノ地ノ市町村長ヲ經由シ原住地區長ニ都市疎開地方轉出完了報告書（第二號様式）ヲ提出スベシ

附 則

本規則ハ昭和十九年一月一日ヨリ之ヲ適用ス

別 表

都 市 町 名	所 在 都 府 縣 名
東京都區部	東京都

都市町名	所在府縣名
横濱市	神奈川縣
川崎市	埼玉縣
大田市	大阪府
布塚市	大阪府
神奈川市	神奈川縣
西宮市	兵庫縣
御影市	兵庫縣
京都市	京都府
小田原市	山梨縣
戸田市	埼玉縣
八幡市	福岡縣
下關市	山口縣

〔第一號様式、第二號様式略〕

一九、東京都衣料保管要綱

昭一九・三・二

一、目的

決戦下防空態勢ノ強化促進並ニ戦時下生活必需物資ノ防護ヲ

企圖シ政府ノ施策スル疎開方針ニ即應シ空襲ノ災害ヲ局限スル爲家屋密集地域ニ在住スル都民ノ保有衣料（布團、毛布、蚊帳、座布団、衣類等）ヲ事前ニ危険區域外ニ疎開セシメントス

二、方針

衣料ノ疎開ハ都民ノ自主的方法ニ據ラシムルハ勿論ナルモ緣故者知已等ナキモノ又ハ其レ等ヲ有スルモ遠隔地ニシテ衣料ノ密託ニ適セザル如キ場合アルヲ以テ此等ノ者ニ對シテハ都ハ衣料ノ密託ヲ受ケ疎開ヲナスモノトス

三、要領

（一）衣料疎開地域

都ノ區ノ存スル區域

（二）疎開先

主トシテ南多摩、北多摩、西多摩及外周區（板橋、葛飾、杉並、江戸川、世田谷ノ各區）ノ家屋密集セザル地域

（三）疎開ノ開始

受寄物受付ハ昭和十九年二月十日

（四）荷造並ニ運搬方法

荷造資材ハ關係當局ノ割當ヲ受ケ別ニ定ムル疎開ニ關スル運輸機構ヲ通ジテ之ヲ配布ス但シ成ルベク手持資材ヲ活用スル如ク指導スルモノトス

運搬方法ハ疎開ニ關スル一般運輸機構ヲ利用ス

（五）保管場所

保管場所ハ左ノ三種類トス

第一種 特別倉庫

特定會社ヲシテ建設セシメ都ガ之ヲ借り受ケ受寄物ヲ保管ス

第二種 大規模建築物

校舎、病院、產院、官公廳舎、大邸宅ノ空室、神社、佛閣、興行場、市場及アパート並ニ倉庫等ニシテ衣料保管ニ其ノ全部又ハ一部ヲ充ツルヲ適當ト認メラ

ルモノヲ都ニ於テ借り受ケ衣料保管ニ必要ナル設備ヲ施スモノ

第三種 小規模建築物

一般農村民家ノ空室、倉庫、養蠶室等

（六）受寄物ノ容量

密託ヲ受クベキ衣料ハ前掲ノ衣料ニシテ一世帯二捆トシ一捆ノ體積ハ概ネ半立方米重量三十疋以內トス

（七）保管手数料並ニ損失補償

保管手数料ハ一捆ニ付日三十五錢トシ半年分ヲ寄託者ヨリ都ニ前納セシムルモノトス

都ハ右受寄物ニ對シ一捆ニ付百圓ヲ限度トシ滅失毀損ノ場合損失補償ノ責ニ任ズ

都ハ損失補償ノ爲受寄物ニ付火災保險及戰爭保險ヲ附ス

（八）保管期間並ニ入替

保管期間ハ六ヶ月トス但寄託者ノ希望ニヨリ更新スルモノトス

受寄物ノ入替ハ年二回ヲ原則トシ月ヲ定メ一齊ニ之ヲ爲サシムル如ク措置ス但都外ニ轉居其ノ他止ムヲ得ザル事情アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

四、管理方法

第一種第二種ノ場合ニ於テハ特定ノ管理人ヲ置クヲ原則トス但第二種ノ場合ニアリテハ當該建築物ニ管理人ヲ以テ之ニ當ラシムルコトヲ得

第三種ニアリテハ當該家屋ノ現住者ノ責任ニ於テ保管セシムルモノトス

區市町村長ハ所屬職員ヲシテ衣料保管場所ノ視察ヲ行ハシムルモノトス

五、衣料保管事務概要

（一）外周區ハ區長及地方事務所長ハ當該管區ニ於ケル第二種第三種ノ保管場所ノ調査ヲ爲シ名簿ヲ作成シ之ヲ防衛局長ニ送付ス

（二）區長ハ其ノ所管區ノ衣料保管希望者ヲ調査シ町別ニ名簿ヲ作成シ防衛局長ニ通知ス

（三）防衛局長ハ町別ニ概ネ同一場所ニ保管スルガ如ク割當テ區長及地方事務所長ニ通知ス

（四）區長ハ防衛局長ヨリ割當通知ヲ受ケタル場合町會毎ニ密

託物件ノ搬出期ヲ定ム

(五) 運輸方法ハ前掲疎開ニ關スル特別運輸機關ニ依ルモ町會事務所迄ハ寄託者自ラ之ヲナスモノトス

(六) 寄託物ニ付テハ總テ區長ノ管守スル衣料保管臺帳ニ照合シタル一貫番號札ヲ添付シ寄託者ニ對シテハ衣料受託證明書ヲ交付ス

(七) 外周區ノ區長及地方事務所長ハ受寄物ノ到達ヲ確認シタルトキハ保管名簿ヲ作成シ防衛局長ニ通知シ防衛局長ハ當該區長ニ通知ス

二〇、東京都衣料保管手数料

保管條例

昭一九・三・二

第一條 本都ハ本條例ノ定ムル所ニ依リ空襲下ニ於ケル都民ノ防衛活動力ヲ強化シ生活必需品ヲ罹災ヲ防遏スル目的ヲ以テ都民ノ保有スル衣料ノ寄託ヲ受ケ之ヲ保管ス

第二條 保管期間ハ六月トス都長官必要アリト認ムルトキハ寄託者ノ申請ニ依リ之ヲ更新スルコトヲ得

第三條 本都ハ衣料ノ寄託ヲ爲ス者ヨリ手数料ヲ徵收ス

第四條 手数料ハ一捆ニ付六月貳圓拾錢以內ニ於テ都長官之ヲ定ム一捆ノ體積ハ概ネ半立方米重量三十斤以內トス

第五條 都長官ハ特別ノ事由アル寄託者ニ對シテハ手数料ヲ減免スルコトヲ得

所在地所轄區役所又ハ地方事務所(ハ王子市ノ區域ニ在リテハ南多摩地方事務所、立川市ノ區域ニ在リテハ北多摩地方事務所)ヲ經由スベシ

第三條 申請又ハ届ヲ爲ス者未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人、選禁治產者ナルトキハ其ノ保佐人、妻ナルトキハ其ノ夫ノ連署ヲ要ス

第四條 申請又ハ届ヲ爲ス者法人ナルトキハ其ノ名稱、事務所所在地及代表者ノ住所氏名ヲ記載スベシ申請書、届書ニ記載スベキ氏名法人ナルトキ亦同ジ

第五條 建物ノ所有者又ハ管理者ハ其ノ所有又ハ管理スル建物空家トナリタルトキ若ハ自家用ニ非ザル建物ノ建築工事竣工シタルトキハ五日以內ニ其ノ旨届出ツベシ但シ第七條ノ規定ニ依リ許可申請ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ハ第十七條ノ建物ニ之ヲ適用セズ

第六條 建物ノ所有者又ハ管理者空家ヲ新ニ貸付セントスルトキ又ハ住宅(店舗、事務所、營業所等ニ併用スルモノヲ含ム)ノ借主ヲ變更セントスルトキハ都長官ノ許可ヲ受クベシ

第七條 前條ノ許可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シタル申請書正副二通ヲ提出スベシ

一 所有者又ハ管理者ノ住所及氏名

二 建物所在地ノ地名番號

三 建物内居住室及疊數(疊數以外ノ居住室ニ付テハ其ノ室面

第六條 手数料ハ保管物ヲ都ニ於テ受取りタル月(月ノ中途ナルトキハ之ヲ一月トス)ヨリ起算シ六月分ヲ前納セシム

既納ノ手数料ハ之ヲ還付セズ

第七條 寄託者ハ保管期間經過後ハ速ニ寄託物ノ引受ヲ爲スベシ引取ニ要スル經費ハ寄託者ノ負擔トス

第八條 保管期間満了ノ際引取又ハ期間更新ノ手續ヲ爲サザルトキハ第四條ノ規定ニ依ル手数料相當額及之ニ要シタル經費ヲ徵收スルノ外都長官寄託物ヲ處分スルコトアルベシ

第九條 寄託物ガ天災事變其ノ他不可抗力ニ因リ滅失又ハ毀損シタルトキハ本都ハ其ノ責ニ任ゼズ

第十條 本條例施行ニ關シ必要ナル事項ハ都長官之ヲ定ム

附 則

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二一、帝都建物統制規則

昭一九・二・一九

◎東京都令第十五號

防空法第五條ノ十及第八條ノ四ノ施行ニ關スル件左ノ通定ム

第一條 防空法第五條ノ十及第八條ノ四並ニ同法施行令第三條ノ八及第七條ノ四ニ依リ許可又ハ届出ニ付必要ナル事項ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ依リ都長官ニ提出スベキ申請書又ハ届書ハ建築物

(積)

四 専用住宅、店舗併用住宅、工場併用住宅又ハ其ノ他ノ併用住宅等ノ別

五 家賃、敷金等

六 借主ノ現住所、氏名、年齢及借主ト共ニ轉居スベキ世帯員ノ氏名、年齢、借主トノ續柄

七、借主ノ轉居ノ理由

前項以外ノ事項ニ付必要アリト認ムルトキ更ニ書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第八條 疎開事業ニ因リ除却ヲ命ゼラレタル建築物ノ居住者ニシテ疎開區域內ニ居住ノ要アル旨ノ都長官ノ證明アル者ニ貸付スル場合ニ於テハ第六條ノ許可ハ之ヲ要セズ

前項ノ場合ニ於テ其ノ所有者又ハ管理者ハ貸付ノ日ヨリ五日以內ニ前項ノ證明ヲ添ヘ都長官ニ其ノ旨届出ツベシ

第九條 共同住宅、寄宿舎、旅館ノ類又ハ俱樂部、集會所、興行場、料理屋、待合ノ類ヲ其ノ用途以外ノ用途ニ供セントスルトキハ建物ノ所有者又ハ管理者ハ左ノ事項ヲ具シ用途變更ノ二十日以前ニ都長官ニ届出ツベシ

一 所有者又ハ管理者ノ住所及氏名

二 建物所在ノ地名番號

三 建物ノ現用途及變更セントスル用途

四 建物内居住室ノ室數及疊數(疊數以外ノ居住室ニ付テハ其

ノ室面積

- 五 建物ノ價格、家賃、敷金等
- 六 用途ヲ變更セントスル理由

第十條 防空法施行令第三條ノ八第一項各號ノ建物ノ除却改築又

ハ移築(命令ニ因ルモノヲ除ク)ヲ行ハントスルトキハ建物ノ所有者ハ其ノ事項ヲ具シ都長官ノ許可ヲ受クベシ

- 一 所有者ノ住所及氏名

- 二 建物所在地ノ地名番號

- 三 建物内居住室ノ室數及疊數(疊數以外ノ居住室ニ付テハ其ノ室面積)

- 四 建物ノ現用途

- 五 建物ノ價格、家賃、敷金等

- 六 除却(改築、移築)ノ理由

- 七 移轉先

第十一條 第七條及前條ノ許可申請ニシテ支障ナシト認メタルト

キハ申請書副本ニ別記第一號様式ノ許可證印ヲ押捺シテ申請者ニ交付ス

前項ノ許可ニ付必要アリト認ムルトキハ條件ヲ附スルコトアルベシ

第十二條 本令ニ依リ許可ヲ受ケ又ハ届出ヲ爲シタル建物ニ付其ノ貸付若ハ用途ノ變更又ハ除却、改築若ハ移築ヲ行ハザルニ至リタルトキハ速ニ其ノ旨届出ツベシ

ニ當該官公署又ハ會社ノ職員若ハ勞務者等ノ居住ノ用ニ供スルモノニ付テハ第六條ノ規定ハ之ヲ適用セズ
前項ノ建物ニ付テハ其ノ所有者又ハ管理者ハ本令施行ノ日ヨリ二十日以内ニ都長官ニ其ノ旨届出ツベシ

三、京濱地域人員疎開の措置要領

昭九・三・九次官通牒

一、疎開該當者の取扱を重點的ならしめるため甲、乙、丙の區別を設けた。

甲疎開者 建築物疎開または施設疎開に伴つて轉出する者であつて、これには輸送その他の便宜の供與も特別にしなければならぬのである

(一) 建築物疎開に伴ふものは各地區毎に受附期限を限定し、施設疎開に伴ふものは各施設(例へば工場の一部が疎開する場合等はその工場)毎に計畫を樹てて實施する。

(二) これに對する各種の便宜供與については(イ)建築物疎開に伴ふものは疎開指導所又は疎開事業所で取りまとめ、區役所、都廳又は市役所を通じて疎開輸送事務所又は轉出先の都道府縣と連絡し(ロ)施設疎開に伴ふものは都廳又は市役所で疎開輸送支部又は轉出先都道府縣と連絡して配慮する。

乙疎開者 防空活動に支障となる恐れのある老人幼児や保護を必要とするもの、特に學童(國民學校初等科兒童)の疎開がこれ

第十三條 本令ニ依リ許可ヲ受ケ又ハ届出ヲ爲シタル建物ニ付左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ届出ノ效力ヲ失ハシムルコトアルベシ

一 虚偽ノ申請又ハ届出ヲ爲シタルコト判明シタルトキ
二 許可又ハ届出アリタル後二月ニシテ尙其ノ許可又ハ届出アリタル方途ニ據ラザルトキ

第十四條 本令施行ノ區域及其ノ適用ノ區分ハ別ニ之ヲ定ム

附 則

第十五條 本令ハ昭和十九年二月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

第十六條 本令施行ノ際ニ於ケル空家ノ所有者又ハ管理者ハ本令施行ノ日ヨリ五日以内ニ第五條ノ規定ニ準ジ其ノ旨届出ツベシ但シ第七條ノ許可申請ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 官公署又ハ會社ノ所有スル建物ニシテ本令施行ノ際現様式(第十一條第一項ノ規定ニ依ルモノ)



に入り、甲疎開者に次いで配慮される。

これらは縁故先への轉出を原則とするが、四月末日までに學童については學校毎に、その他の老幼者や要保護者については區毎に希望申告を取纏め計畫輸送によつて轉出させる。この場合に必要があれば別項の人員疎開重點地域の區分によつて輸送計畫を樹てる。なほ東京都の現在の學童疎開は學校長から學童疎開輸送證明書を發行し學童一名について手荷物一個(三十キロまで)同一家族の學童に附添ひ一名(手荷物は受託しない)を認めて便宜を圖つてゐる。疎開の希望はあるが縁故先がないために出來ない學童のための集團疎開については目下考案中である。

丙疎開者 甲及び乙以外の者の轉出をいふのである

(一) 都、市の中心部で人員疎開重點地域に指定された區域内に居住する者には十一日から重點的計畫輸送を開始するとともに一應四月末日までに希望申告をさせる。重點地域内でも更に地區と時期を限定して申告の受附をすることもある。しかし四月末日以後の申告も全然斷るわけではなく、この場合は都心部以外の地域と輸送その他の取扱ひが餘り異らないといふだけである。

(二) 重點地域以外に居住する者については重點地域内の者に次ぎ輸送事情に應じて移輸送を行ふもので、要するに都心部に比較して資材等が重點的に振向けられないだけである。この方は五月二十日までに希望申告をなさしめる。しかして五

月二十日以後は申告を受附けないといふのではないが、別にその時の情勢を考慮して實施する。一應疎開の期限をはつきりさせただけである。

(三) 疎開先の家屋の斡旋供給についても四月末日又は五月二十日までの申告の際にその希望を書き添へる、目下疎開の受入體制整備のため一應各都道府縣にそれ〴〵數萬といふ疎開受人割當基準を示して準備を進めてゐる。しかし原則としては縁故先への疎開を勧め、止むを得ない場合だけ世話するが希望通りに實現することは困難でかつ時日を要するものと豫め覺悟せねばならない。

家財輸送の制限

一、家財等の輸送について重點的取扱をする。

(一) 輸送用資材の配給及び輸送は疎開の重點取扱に適合させる。

(二) 家財の輸送制限の方法は一世帯當りの最高價をきめまた家財の種類によつても制限する。世帯の一部が轉出するもの(殘留者が合宿を行ふ等世帯全員の轉出に準ずる場合を除く)については制限を一層嚴重にする。既に疎開輸送事務所で受付けたものは從來通りだが、轉出證明書は貰つたがまだ輸送事務所に輸送申込をしてゐない者はこの適用をうける。

(三) 家財輸送の制限に關聯して轉出者の家財の買入を擴充する。現在東京都では古道具商の幹部等を囑託として適正な評

價を期してゐるが、家財輸送を制限する結果更に買入品目を擴大する必要が生ずることにならう。

轉出申告の心得

三、轉出證明書に關しては次のやうに措置する。

(一) 轉出證明書を發給する際疎開該當者の種類及び世帯單位の轉出か一部の轉出か等の區分を明確にする。すなはち建築物疎開に伴ふ轉出、施設疎開に伴ふ轉出、老幼者要保護者の轉出、學童の轉出、都心部の一定期限内に希望を申告した者の轉出、世帯單位の轉出、一部世帯の轉出などに區分する。世帯單位の轉出と一部世帯の轉出との區別は荷物の制限に關係をもつて重要だが、世帯單位といふのは必ずしも世帯全員が轉出しなくともよろしい。轉出申告をする場合に空家屋を出さねばならぬやうなのが世帯單位と認められる。

(二) 轉出證明書の發給後一定期限内に輸送手續をしないものは原則として爾後輸送の特別取扱をしない。四月九日以前に轉出證明書の交付をうけたもので四月末日までに疎開輸送事務所に輸送の申込手續をしないものには輸送の便宜を考慮しない。

殘留者に合宿所

四、疎開家庭の殘留者に關する措置としては差し當り左に掲げる者に就いて各職域で合宿施設等をなす。

(イ) 建築物疎開に伴ふ轉出世帯の殘留者、(ロ) 特別の業務の必
下町、新橋町、豐澤町、景丘町、惠比壽通、伊達町、八幡通一
丁目、元廣尾町、中通、下通一一三丁目、北谷町、宇田川町、
圓山町、大和田町、櫻ヶ丘町)
淀橋區(下落合二四丁目、西落合、上落合を除く全町)
豐島區(高松町、千川町、要町、千早町、長崎町、椎名町を除く全町)
板橋區(板橋町一一八丁目)
足立區(柳原町、日ノ出町一丁目、千住曙町、千住關屋町、千
住旭町、千住東町、千住、千住仲町、千住河原町、千住橋戸町
千住大川町、千住柳町、千住壽町、千住元町、千住瀧田町、千
住櫻木町、千住緑町、千住中居町、千住宮元町、橋戸町)
横濱市 中區(野毛町、宮川町、吉田町、福富町、伊勢崎町一一
七丁目、長者町、末吉町一一三丁目、若葉町、彌生町一一五丁
目、萬代町一一三丁目、不老町、翁町、壽町、松影町、吉濱町、
山吹町、富士見町、山田町、千歲町)
南區(永樂町、眞金町、高根町一一四丁目、白妙町一一五丁目
三吉町、浦舟町、吉野町一一五丁目、高砂町一一三丁目、二葉
町一一五丁目、新川町一一五丁目、日枝町一一五丁目、南吉野
町、山王町一一五丁目、白金町)
神奈川區(飯田町、稻荷町、西神奈川町、千若町一一三丁目、
大野町、神奈川通一一九丁目、龜住町、反町、鶴屋町一一三丁
目、二ッ谷町、幸ヶ谷町、小安通、青木通、榮町、神港町、棉

防空上に一工夫

五、疎開の結果殘留家庭の防空體制を弱化せしめないこと。
一部世帯の轉出又は家財輸送の制限のため殘留家屋に比較して殘留世帯員が少くない結果自家防空に支障を來さないやう特別の指導をする。そのやうな場合は家を他に明渡して合宿か下宿をして隣組防空の能力の低下を防ぐことが最も望ましい。

人員疎開の重點地域

東京都 (龜町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、赤坂、四谷、
牛込、小石川、本郷、下谷、淺草、本所、深川、品川、瀧野川
荒川、王子、向島、城東の二十一區全町)
荏原區(豐町、二葉町、東戸越、東中延、西戸越、中延一一四
丁目、平塚一一三丁目、小山一、二丁目、荏原一、二丁目)
大森區(入新井町、大森町、森ヶ崎町、新井宿五、七丁目)
蒲田區(下丸子町、女塚一、二丁目、蓮沼一、二丁目を除く全
町)
澁谷區(代々木山谷町、千駄ヶ谷大谷戸町、千駄ヶ谷、原宿、
穆田、竹下町神宮通、青葉町、美竹町、宮下町、上通一一三丁
目、金王町、綠丘町、常磐松町、並木町、田毎町、氷川町、上
智町、若木町、羽澤町、宮代町、豐分町、永住町、丹後町、山

二三、疎開地の指定 (二) 追加

昭和一九・四・一七

◎内務省告示第七十七號

防空法第五條ノ第二項ノ規定ニ依リ左ノ通地區ヲ指定ス
其ノ關係圖面ハ東京都廳ニ備置キ縦覽ニ供ス

疎開空地 (重要施設附近)

保土ヶ谷區 (天王町、宮田町)
西區 (淺間町、岡野町、楠町、北幸町、南淺間町、高島通、表
高島町、平沼町、西平沼町、扇田町、石崎町一、二丁目、戸部
町、矢上野町、紅梅町、御所山町、伊勢町一、二丁目、杉山町
一、二丁目、西落町、濱松町、久保町)
川崎市 小向、戸手町一、二丁目、遠藤町、紺屋町、神明町一、
二丁目、都町、南幸町一、二丁目、柳町、堤根、大宮町、堀川
町、幸町一、二丁目、中幸町一、二丁目、河原町、古川通、池
田町、見染、南町、上並木、下並木、小川町、砂子町一、二丁
目、東田町、宮本町、東一、二丁目、堀内旭町一、二丁目、富
士見町、富士見公園、境町、榎町、新河通、宮前町、港町、鈴
木町、中瀬町二丁目、大師西町、伊勢町、藤崎町一、二丁目、
大島町一、二丁目、中島一、二丁目、貝塚、渡田向町、渡田新
町一、二丁目、渡田山王町、京町一、二丁目、西小田町、南小
田町一丁目、渡田町一、二丁目、東渡田一、二丁目、小田榮町
一、二丁目、東小田町、小田町一、二丁目、南小田町二丁目、
淺田町一、二丁目、田邊新町、鋼管通一、二丁目、濱町一、二丁
目

澁橋區地内一箇所 地積(約)坪
板橋區地内二箇所 三、六〇〇
王子區地内一箇所 二四、七〇〇
荒川區地内一箇所 四、八〇〇
城東區地内一箇所 一四、〇〇〇
本所區地内一箇所 一二、二〇〇
芝區地内一箇所 五、七〇〇
麻布區地内一箇所 三、二〇〇
品川區地内一箇所 三、〇〇〇
品川區地内一箇所 一三、〇〇〇
大森區地内一箇所 三、九〇〇
蒲田區地内二箇所 一九、八〇〇
計 一三箇所 一〇七、九〇〇

疎開空地 (交通疎開空地)

地積(約)坪

省線蒲田驛東口 (蒲田區本蒲田三丁目地内) 六〇〇
同蒲田驛西口 (同區御園一丁目、女塚四丁目各地内) 二、三〇〇
東京急行京濱線京濱蒲田驛 (同區仲蒲田三丁目、東蒲
田三丁目各地内) 一、一〇〇
同雜色驛 (同區仲六郷二丁目、東六郷二丁目各地内) 一、〇〇〇
省線五反田驛 (品川區五反田一丁目、五反田三丁目) 二、九〇〇
同惠比壽驛 (澁谷區下通四丁目、公會堂通、向山町、
長谷戸町各地内) 一、五〇〇
同澁谷驛西口 (同區上通三丁目、大和田櫻ヶ丘町各
地内) 二、六〇〇
同新宿驛東口 (澁橋區角筈一丁目地内) 一、九〇〇
同高田馬場驛東口 (同區諏訪町、戸塚町三丁目各地内) 一、四〇〇
同高田馬場驛西口 (同區戸塚町三丁目地内) 一、四〇〇
同池袋驛東口 (豐島區池袋一丁目、池袋二丁目、雜司
ヶ谷五丁目各地内) 三、三〇〇
同池袋驛西口 (同區池袋二丁目地内) 二、一〇〇
同大塚驛北口 (同區西巢鴨二丁目地内) 一、九〇〇
同大塚驛南口 (同區西巢鴨二丁目地内) 七〇〇
同日暮里驛東口 (荒川區日暮里町四丁目地内) 二、一〇〇

同赤羽驛東口 (王子區赤羽町一丁目地内) 一、三〇〇
同龜戸驛 (城東區龜戸町五丁目地内) 九〇〇
同有樂町驛中央口 (龜戸區有樂町三丁目地内) 三〇〇
疎開空地帶 (幅員は場所により廣狹あり)

起 點 終 點 幅員 延長
(約)米 (約)米

東海道沿線その一 同田町四丁目 四〇、〇〇〇
芝區新橋一丁目 (線路の西片側)

同 同 品川區南品川四丁目 一〇〇、八八〇
大森區大森八丁目 (線路を含み兩側)

大森區大森九丁目 蒲田區羽田二丁目 五〇、二六〇
大森區大森八丁目 蒲田區本蒲田一丁目 五〇、二六〇
品川區東大崎一丁目 (川を含み兩側)

品川區東大崎一丁目 同大井森前町 五〇、二六〇
品川區東大崎一丁目 (線路を含み兩側)

品川區東大崎一丁目 同大崎本町三丁目 三〇、一八〇
品川區東大崎一丁目 芝區芝公園十五號地 五〇、二六〇

品川區東大崎一丁目 芝區芝公園十五號地 五〇、二六〇
品川區東大崎一丁目 芝區芝公園十五號地 五〇、二六〇

品川區東大崎一丁目 芝區芝公園十五號地 五〇、二六〇
品川區東大崎一丁目 芝區芝公園十五號地 五〇、二六〇

品川區東大崎一丁目 芝區芝公園十五號地 五〇、二六〇
品川區東大崎一丁目 芝區芝公園十五號地 五〇、二六〇

品川區東大崎一丁目 芝區芝公園十五號地 五〇、二六〇
品川區東大崎一丁目 芝區芝公園十五號地 五〇、二六〇

品川區東大崎一丁目 芝區芝公園十五號地 五〇、二六〇
品川區東大崎一丁目 芝區芝公園十五號地 五〇、二六〇

山手沿線その一
 澁谷區下通四丁目 同並木町 (線路の東片側) 三〇、一、五〇〇
 同 その二
 澁谷區上通三丁目 同神宮通二丁目 (線路を含み兩側) 七、四〇〇
 同 その三
 澁谷區千駄ヶ谷四丁目 澁橋區角第一丁目 二〇、一、一五〇
 同 その四
 澁橋區角第一丁目 同百人町三丁目 (線路を含み兩側) 五、一、一五〇
 同 その五
 澁橋區戸塚三丁目 同下落合一丁目 (同 右) 五、〇〇〇
 同 その六
 豊島區目白二丁目 同池袋三丁目 (同 右) 五、一、〇〇〇
 澁橋淨水場線 澁谷區千駄ヶ谷五丁目 五、〇〇〇
 澁橋區角第二丁目 澁谷區下落合一丁目 (川を含み兩側) 八、〇〇〇
 江戸川線 小石川區諏訪町 澁橋區下落合一丁目 (川を含み兩側) 八、〇〇〇
 東北沿線其の一 瀧野川區田端新町三丁目 三〇、一、〇〇〇
 下谷區豊住町 (線路の東片側) 三〇、一、〇〇〇
 同 其二
 瀧野川區昭和町三丁目 王子區赤羽二丁目 二〇、四、〇〇〇
 石神井川西線 (同 右)

王子區王子町 同岸町一丁目 (川を含み北側) 七、五〇〇
 石神井川東線 王子區王子一丁目 同堀舟町一丁目 (川を含み南片側) 五、〇〇〇
 常磐沿線 荒川區日暮里八丁目 足立區千住四丁目 (線路を含み兩側) 三、五、一〇〇
 上野淺草線 下谷區豊住町 淺草區淺草公園五區 一〇〇、一、一五〇
 淺草公園東線 淺草區馬道一丁目 同花川戸一丁目 一〇〇、〇〇〇
 神田川線 神田區須田町二丁目 日本橋區兩國 (川を含み兩側) 八、一、五〇〇
 總武沿線 本所區東兩國 同錦糸町三丁目 (線路を含み兩側) 一〇〇、三、〇〇〇
 堅川線 深川區毛文利町 城東區大島町七丁目 (川を含み兩側) 八、三、五〇〇
 小名木川線 城東區大島町一丁目 同北砂町十丁目 八〇、三、五〇〇
 江東南北線 本所區業平橋三丁目 深川區東陽町三丁目 一〇〇、四、一五〇
 横町線 京橋區西八丁堀三丁目 同越前堀一丁目 一〇〇、六〇〇

白金天現寺橋線 芝區白金三光町 澁谷區豐澤町 三〇、三〇〇
 霞町線 麻布區弁町 同霞町 八〇、一、一〇〇
 神宮外苑前線 赤坂區青山南町二丁目 同青山南町二丁目 一〇〇、三〇〇
 四谷市ヶ谷線 四谷區新宿町一丁目 牛込區市ヶ谷富久町 三〇、三、〇〇〇
 余丁町線 牛込區余丁町 同上 三〇、四、〇〇〇
 植物園下線 小石川區氷川下町 同上 三〇、一、一五〇
 道灌山線 本郷區駒込林町 荒川區日暮里九丁目 三〇、七、〇〇〇
 計 四〇、〇〇〇



昭和19年6月25日印刷 都市問題パンフレット
昭和19年6月30日発行 No. 46

都市疎開に関する資料

田文協會承認 ㊤ 定價 50 錢
ウ 140054 特別行爲恩 5 錢 合計 55 錢
相當額

東京都麹町區日比谷公園2番地

編輯者 秦 満

東京都品川區東大崎3丁目239番地

印刷者 (東京 89) 鈴木 茂

東京都麹町區日比谷公園(振替東京71609)

發行所 東京市政調査會
會員番號220001

東京都神田區波路町3丁目239番地

配給元 日本出版配給株式會社

中屋印刷株式會社印刷

OBZ

1257

7
【價（税共）55銭】